

2025年度 海外派遣プログラム

—派遣者による活動報告書—

協賛: Freshfields LLP
McDermott Will & Schulte LLP
Van Bael & Bellis SRL / BV

東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンター

目 次

Freshfields 法律事務所 (ブリュッセル) 佐和 萌子	3
Freshfields 法律事務所 (ニューヨーク/ワシントン D.C.) 貫名 優貴子	9
Kim & Chang 法律事務所 (ソウル) 林 義燦	22
McDermott Will & Schulte 法律事務所 (パリ) 岡本 琳南	30
Van Bael & Bellis 法律事務所(ブリュッセル) 喜多 龍磨	36
法官学院 (台湾) 加藤 友樹	41
法官学院 (台湾) 山根 尚泰	47

Freshfields 法律事務所(ブリュッセル) 佐和 萌子

I 概要

- ①氏名: 佐和萌子
- ②派遣先: Freshfields 法律事務所ブリュッセルオフィス
- ③派遣期間: 2025 年 9 月 1 日から 26 日まで



II 業務内容

私は、Freshfields 法律事務所ブリュッセルオフィスの ACT (Antitrust, Competition and Trade) チームに所属し、以下のような業務を行いました。



1 業務について

(1) ドラギレポートを受けた EU の競争政策の在り方についての調査

一つ目の業務として、パートナーの先生が EU の競争・産業政策をテーマとする会議に出席するにあたり、その準備のための調査を任せられました。具体的には、ドラギレポートをきっかけに注目されている、EU 域内の競争保護と世界的競争力の維持との両立という観点から、EU 競争法のあるべき姿について調査を行いました。

上から、オフィスから見たブリュッセルの街並み、休憩スペースの様子

これは私が最も時間をかけた業務で、都度調査の方針を確認しつつ進めました。

2024 年 9 月に公開されたドラギレポートは、EU の世界的競争力維持のために改革が必要であると論じ、競争法による規制の緩和等を提案するものです。ドラギレポートの提案は多岐に渡るもの、調査を進めるに従い、企業結合規制の変革が中心的提案の一つであることが判明したため、これに焦点を当て、欧州委員会や各国競争当局、研究者や弁護士等の意見を整理しました。

そもそも域内競争の保護と世界的な競争力の保持との間に対立関係が存在するのかという点に始まり、ドラギレポートに示された多くの改革案や関連する判例にも賛否両論があつたため、整理するには工夫が必要でした。

本件は具体的な案件に係る調査ではなかったものの、日本からは認識しにくい EU 競争法の木々トピックに触れることができたことは、貴重な経験でした。また、調査の結果をまとめた報告書については、各利害関係者の意見を論点ごとに整理した点やライティングの質等を評価していただきました。

(2) 異議告知書(Statement of Objections)送付後に発見された新証拠の取扱いについての調査

2つ目の業務として、欧州委員会から既に異議告知書を受領している、カルテルの疑いがある案件に係る手続きに関する調査を行いました。私が担当したのは、異議告知書送付後に新証拠が発見された場合に、欧州委員会が Supplementary Statement of Objections と Letter of Facts のいずれを用いるのか、その利用場面の違いを整理することでした。

異議告知書は、欧州委員会が競争上の問題を把握した具体的な事実関係等を開示するもので、後の聴聞と併せて手続保障上重要な手続きです。しかし、異議告知書の送付後に新証拠が発見され、新たな事実関係が明らかになることもあります。そのような場合に、欧州委員会が上記のうちいずれの手続きを利用して、新証拠やそれに基づく事実を被疑事実に加えるのかを調査することになりました。ここでは、まず欧州委員会の「Antitrust Manual of Procedures」を調査の起点とするよう指示されました。指示内容が明確だったこともあり、回答自体には比較的短時間で到達しましたが、マニュアルに引用された判例も確認し、具体的な利用場面と手続上の相違点とを併せて報告しました。

本件を通じて、必要な情報を抽出して簡潔に報告する力が身につきました。また、日本でEU競争法を勉強していたときには上記のようなマニュアル等を参照したことがなかったので、実務上、特に手続きに関しては欧州委員会が公開しているマニュアルが重要な情報源になることを学びました。

(3) EU域内に輸出を行う中国企業に対する助成金規制に関する欧州委員会による決定の要約

私が配属されたACTチームは、競争法だけでなく、国際通商法(Trade)の分野も取り扱っています。本案件は国際通商法に関するもので、EU域内に所在するクライアント企業の競合他社である中国企業が、EU域内への輸出を行うにあたり、中国政府から政府補助金を受けている可能性があるというものでした。このような政府補助金はEU域内市場の競争を歪めるおそれがあるため、相殺関税(Countervailing Duty)の対象となる場合があります。

私が担当した3つ目の業務は、クライアント企業が欧州委員会に対して相殺関税措置の申請を行えるか否かを判断する前提として、過去の類似事案における欧州委員会の決定を整理することでした。国際通商法は私にとっては馴染みの薄い法分野であったので、まずは法制度の大枠を把握するところから始めました。最終的には各決定の基本情報に加え、決定の結論に至る決め手が一目でわかるように表で整理しました。

また、業務を与えられる際には、欧州委員会の相殺関税措置等に関する先例を調査する際に、「Trade defence investigations」というデータベースが有用であることも教えていただきました。

限られた時間の中で、馴染みのない分野についても調査をしたうえで仕事を進められたこと、また、それに対して一定の評価を得られたことは、個人的にも自信になりました。

(4) ビール製造会社とパプ等との間の契約に関する欧州委員会及び各国競争当局の決定の要約

4つ目の業務は、ビール製造会社であるクライアントが、ある加盟国の競争当局から異議告知書を受領した案件に係るものでした。私は、他のインターン生と分担して、アソシエイトの先生が異議告知書から抽出した過去の類似事案に関する複数の決定を要約したうえで、表の形に整理する仕事を担当しました。

本件は、欧州委員会ではなく特定の加盟国の競争当局が扱う案件でしたが、異議告知書に引用されている決定の中には、欧州委員会や他の加盟国の競争当局が行ったものも多く、この点は日本との違いとして興味深く感じました。この段階では、各決定の概要を把握することが目的であ

ったので、英語やフランス語以外の言語で書かれた判例は、AI ツールで英語またはフランス語に翻訳したうえで、その概要を要約するよう指示されました。

また、案件の概要や今後の手続の流れ、インターン生が担当した要約が今後どのように用いられるのか等について説明を伺うこともでき、大きな案件を複数人で効率的に処理している様子を垣間見ることができました。

2 トレーニングプログラムについて

同事務所では、インターン生を対象としたトレーニングプログラムが実施されており、特にインターン期間の前半には、様々なテーマについて基礎的な内容の講義を受けることができました。

私が受講したトレーニングプログラムには主に 2 種類です。

- ・ ACT チーム内のインターン生やトレーナーを対象とした、競争法や国際通商法に関するもの（例えば、カルテル、外資規制、国際通商法の概要等をテーマとするもの）
- ・ 全てのインターン生を対象とした、各チームの仕事内容に関するもの（例えば、タックスチーム、訴訟チームの仕事の概要等をテーマとするもの）

上記 1 の業務とは別に、業務時間中のトレーニングプログラムによって各分野の全体像を掴み、また体系的に知識を得ることができたことは大変勉強になりました。

III レポート

以下では、業務内容以外の部分についてご報告いたします。

1 事務所の概要と雰囲気

Freshfields 法律事務所は、1743 年にロンドンで設立された、世界で最も長い歴史を有する法律事務所の 1 つです。17か国（アメリカ、欧州、中東、アジア）、33 都市に拠点を有し、約 2,800 名の弁護士及び約 3,000 名のスタッフを抱える、規模の大きな事務所です。

中でもブリュッセルオフィスは、近くに欧州委員会の本部が所在していることもあり、特に競争法案件を多く取り扱っています。

所属されている弁護士の先生方やインターン生は、ベルギー出身の方が多いものの、ドイツやイタリア、スペイン、トルコ等の出身の方もおり、その他のスタッフも含めて多様なバックグラウンドを持つ方が働いています。そのためか、私に対してもエレベーター待ちなどのちょっとした時間で話しかけてくださる方がいたり、日本から来たと伝えると日本の文化や生活等について興味を持って聞いてくださる方がいたり、受容的な雰囲気を感じました。バックグラウンドの違いにかかわらず一人の人間として尊重されていることを実感しました。

また、母国語がフランス語（ブリュッセルではフランス語を母国語とされる方が多いです）の方どうしあっても、非フランス語話者がその場にいれば、必ず英語で会話されていたことが印象的でした。国際的にお仕事をされている方々のプロフェッショナリズムを垣間見たように感じています。

大きな事務所でありながら穏やかな雰囲気だったことも印象的でした。各フロアにコーヒーマシン等が置かれた Agora と呼ばれている休憩スペースがあり、そこで他のインターン生や弁護士の

先生方と雑談させていただく機会も得られました。こういった何気ない雑談から得られる気づきというのも、私にとっては貴重なものだったと感じています。

2 インターンシップ

インターン生各人に一人ずつアソシエイトの先生(バディ)が付く仕組みとなっており、困ったときにまず相談できる相手がいることは、大変心強く感じました。私自身、初日にはランチに連れて行っていただきましたし、その後も度々仕事を探すのを手伝っていただきましたなど、バディには大変お世話になりました。

また、前述のトレーニングプログラム以外にも、インターン生向けの研修資料等、充実した学習環境が用意されていました。

加えて、インターン生が参加できるパデル(テニスに似たスポーツ)の大会等も開催していただき、他のインターン生や弁護士の先生方と交流できる機会もありました。

同じ事務所で9月タームのインターンシップに参加している学生は私の他に10人おり、うち8人がベルギー、残り2人がドイツの出身でした。インターン生たちとはTeamsのグループで連絡を取り合って一緒に昼食を食べたり、同じ仕事がアサインされれば協力して仕事を進めたりするなど、関わる機会も多く、親交を深めることができました。優秀なインターン生(かつ友人)たちに囲まれ、ベルギーの教育制度や生活について教えてもらったり、お互いの国の文化や社会問題等について話し合ったりして、大変刺激を受けました。

特に、インターン生たちの広い視野には驚かされました。他国の政治や社会問題について非常に造詣が深く、また、複数のインターン生が出身地以外の国で働くことを視野に入れていきました。翻って自分の関心が国内に向きすぎていていたことも痛感しました。

3 働き方の違い

4週間のインターン期間を通して、仕事とプライベートに対する認識が日本のそれと異なることを実感する場面が度々ありました。

事務所の定時は、月曜日から木曜日までは9時から18時、金曜日は9時から16時とされていました。もちろん残業する場合もあるのですが、多くの弁護士の先生が定時の前後に帰宅されていたことは印象的でした。他方で、勤務時間中は事務所内外の多くのミーティングをこなしつつ、集中して仕事に取り組んでいらっしゃるように見受けられました。

金曜日の夜と週末は、家族や友人と過ごすプライベートの時間であるとの認識が共有されており、事務所主催の飲み会やイベント等はほとんどが木曜日の夜に行われていました。また、日常的な雑談のテーマとしても、週末をどう過ごしたか、次の週末の予定はあるかといったことがよく挙がっていたことも印象的でした。

4 勤務時間外の過ごし方

ブリュッセルには欧州議会(European Parliament)や欧州委員会(European Commission)といったEUの重要な機関が複数所在しており、一部は一般に公開されています。また、ParliamentariumやExperience Europe exhibition centreといったEUの各機関の機能や歴史等を学べる場所もあります。私は、現地に着いてからインターンが始まるまでの数日を中心に、これらの場所を訪れました。日本にいると実感を持って理解しにくいEUの基本的な情報を把握できることは、大変勉強になりました。

週末には、ベルギー国内のアントワープ、ゲント、ブリュージュと、近隣国であるオランダやフランスも訪れました。各都市では博物館や美術館、歴史的建造物を中心に観光し、今まで写真でしか見たことがなかった絵画等も多く見ることができました。

ベルギー出身のインターン生たちが、おすすめの観光地やビール、レストラン等について教えてくれたおかげで、勤務時間外も充実した時間を過ごすことができました。インターン生たちとは退勤後に飲みに行ったり、週末に日帰り旅行に行ったりする機会もありました。

5 学んだこと

海外の事務所でのインターンシップに加えて、海外に一人で滞在すること自体が私にとっては初めての経験だったので、大変多くのことを学びました。

特に、英語学習の必要性を痛感する場面は多く、フランス語のアクセントがある英語がうまく聞き取れなかったり、慣れない分野の議論になると語彙が不十分でスムーズに話せなかったりする場面もありました。日常会話だけでなく、ビジネスの場面でも海外の人たちとスムーズに意思疎通できるようになるためには、まだまだ訓練が必要だと感じました。他方で、自分の話す英語が、他の友人との議論が成立する程度には理解してもらえたことや、自分の書くレポートがフィードバックにおいて一定の評価を得られたこと等は自信になり、今後の学習に対するモチベーションにもなりました。

また、前述したような、他の言語を話す人がその場にいるときは英語で話すという暗黙のルールや、仕事やプライベートに対する考え方といった、現地に行かないと実感できない慣習やマナーを垣間見ることができたことも勉強になりました。文化が異なる人と一緒に働くときには、こういった言外のルールを認識し、配慮する姿勢も不可欠であると感じています。

さらに、EU競争法の実務についても、トレーニングプログラムや業務を通じて多くのことを学びました。競争法の基本的な知識に加え、ホットトピックになっているニュース、リサーチの起点とすべき資料、案件の進み方等は、現地で働いてみなければ分からなかったことだと考えています。もちろん、4週間で学べたことには限りがあり、実際に仕事をする上ではより多くの知識や経験が必要だということも実感したので、日本でもこうした点にはアンテナを張り、また、海外で働く機会があれば意識的に知識を取り入れたいと考えています。

おわりに

本プログラムがなければ、世界的に有名な法律事務所でインターンシップに参加することはもとより、資金面も含めて一か月の海外滞在自体が現実的ではありませんでした。そのため、プログ

ラムに参加させていただけたことは私にとって得難い経験でした。今回得た知識や経験を活かし、社会に貢献できるよう努めてまいります。

末筆ながら、このような貴重な機会をくださった、藤田友敬先生、Simon A.W. Vande Walle 先生、後藤元先生、研修前後にわたりサポートしてくださいました林美沙様をはじめとする東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンターの皆様、また、ご支援くださいました Freshfields 法律事務所(特にバディを担当してくださった Svetlana Solé 先生)、Van Bael & Bellis 法律事務所、McDermott Will & Schulte 法律事務所の皆様にも、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。最後に、本プログラムへの参加にあたり、法科大学院の先輩方や同期の友人にも多くの助言を頂きました。ここに感謝の意を表します。

Freshfields 法律事務所（ニューヨーク/ワシントン D.C.） 貢名 優貴子

I Overview

- ①Name : NUKINA Yukiko
- ②Postings : Freshfields US LLP – New York Office (Global Transaction team);
Washington D.C. Office (Antitrust, Competition and Trade team)
- ③Period : September 2nd-12th (New York Office); 15th-26th (Washington D.C. Office)

II The Experience

Through the courtesy of Yamada Kaori sensei and Mr. Noah Carr of Freshfields Tokyo office, I was fortunate to have the pleasure of visiting two offices.

1) About the Firm

Freshfields, formerly Freshfields Bruckhaus Deringer, is the oldest British law firm of the Magic Circle merged with a German law firm. The firm has historically boasted big presence in Europe, and is expanding in the US legal market recently.

Freshfields US's each regional office has their respective practice group focus and work closely with each other. Naturally, the work culture is drastically different depending on the office. For example, Silicon Valley and San Francisco office take up many technology and Antitrust cases, and have the reputation of having rather relaxed culture. Recently opened Boston office has strong private equity practices taking advantage of the city's industry-academia collaboration.

The New York office has core corporate practices such as M&A and finance (together, "Global Transaction (GT)"), real estate, litigation including commercial arbitration and others. As such, many attorneys have previous work experience at investment banks or consulting firms and the work culture was of vibrant, fast-paced, and dynamic one.

Meanwhile, the Washington D.C. office almost entirely focuses on regulatory work such as Antitrust, Competition, International Trade (together, "ACT"), white-collar crime and investigation, and litigation including antitrust litigation and Investor-State Arbitration. The arbitration team in Washington D.C. is fully-bilingual (English and Spanish) as many of its work is Latin-American cases, while one in New York handles commercial arbitration primarily in English. Many attorneys of ACT team have previous work experience at the Federal Government or Agencies¹. As such, the office culture felt more formal, calmer and structured. "Dressing the part"— being clean, pristine and well-groomed —, seems to be a part of the culture at the D.C. office.

¹ Typical examples of government agencies include: Federal Trade Commission (FTC), Department of Justice (DOJ) Antitrust Division; Securities and Exchange Commission (SEC), Department of Treasury Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) and Foreign Corrupt Practices Act (FOAC).

2) The Experience at the Freshfields US offices

New York office – Global Transaction (GT) team:

① Onboarding

As internships for US law students are held during summer between May – August, I was the only student intern. However, there were a few office secretaries and one international law clerk from Kim Chang visiting office's arbitration team after his LLM studies at Columbia University starting on the same day, who went through the office tour together. I was treated like any one of their employees and was able to see how one's first day at office might look like in the US.

All IT, security, ethics and other onboarding sessions took place online, together with others starting at different Freshfields US offices during the same period. Some sessions were given by the London office.

② Tasks assigned – putting together a signing checklist for Project A²

I was assigned a case in which a Japanese corporation is trying to acquire a US IT service company through a triangular merger, which was spearheaded by the Firm's Tokyo office and handled by the Silicon Valley and the New York office. The deal was still in its early stages, with due diligence ongoing and a Merger Agreement yet to be finalized. I was tasked to put together a signing checklist to make clear for the team member which exact documents are completed and which are to be worked on. My task involved the following: i) understand the structure of the acquisition; ii) identify all necessary documents needed for signing and responsible parties by reading the Merger Agreement and SEC filing documents; iii) review all documents in the deal file to check which documents still need to be completed for the upcoming signing.

Although not an essential part of the deal, it was a good exercise to read all clauses of a merger agreement thoroughly, and to understand the overall flow of a merger case and the kind of work assigned to new associates. I was briefed by and reported directly to an associate in the Silicon Valley office via online meetings and emails, although many associates and partners were also working on the same Project A at the New York office.

③ “Coffee Chats”

What felt distinctly American was many “coffee chats” I had with associates and partners at the office, where I would ask questions about their work, their career and express my interests regarding future career while walking to and on the way back from a coffee shop nearby. Despite the fact they are working around the clock, they have kindly spared some of their time to share with me their career trajectory, the

² As most cases I had the opportunity to learn about was ongoing deals, I refrain from naming specific company names and refer to different projects as Project A, B, C, The alphabets are systematically assigned and do not indicate company initials.

firm, and their work. Certain proactiveness and quick, flexible, and witty response is needed, as you have only 15-30 minutes to express yourself and learn about the partner you are given time to talk with. It was a struggle to adapt to this structure during the first week especially with my limited knowledge of English and the US legal market, as well as with the intensity of meeting sometimes more than a dozen attorneys a day for introductions. However, some adjustments and preparation for each coffee chats by searching about attorneys on Firm's websites, office alerts they have written, their LinkedIn page, and deals they have worked on proved to be useful from the second week onwards.

It was important to not just be assigned a coffee chat by HR, but ask for one yourself if some associates' experience or practice are of your interests. During the second week, I asked out almost 10 associates for a coffee in total, and was able to learn about the office's arbitration work through those chats despite being assigned to GT team.

④ Online Team meeting

Once you are given a firm PC, you are treated as one of the GT team members and able to attend meetings of the practice group. There was a GT Asia team meeting in which industry trends and the team's strategy were shared for the beginning of the year. It was a nice opportunity to see how internal corporate strategy meetings are held.

Washington D.C. office – Antitrust, Competition, and Trade (ACT) team:

⑤ Moving between offices

I moved from New York city to Washington D.C. during the weekend and started on Monday morning immediately after the move. I maintained the same firm PC domain, sometimes continued working on the project of the previous office (II. 2). ②), and kept in touch with attorneys I had met at the New York office for questions and advices.

It was just as if I was working as a locally hired US attorney moving from city to city, as attorneys do occasionally work from other offices depending on the cases. For example, associates working on an international arbitration case in New York may be needed for proceedings in front of the arbitrators in Washington D.C.; some young associates in D.C. ACT team were actually working from New York office's desks when they attended competition law forum held at Fordham University³ in New York City while I visited.

³ 52nd Annual Conference on International Antitrust Law and Policy, and Antitrust Economics Workshop were held at Fordham Law School on 17-19 September 2025. Fordham University Law school, together with NYU and Columbia law school is a hub for competition law policies. Professor Harry First of NYU, a leading expert in US antitrust law, is a regular at summer school held at University of Tokyo School of Law

Realizing at first-hand the distinct operational differences across offices, as explained earlier (II. 1)), not only helped me visualize various potential career trajectories and daily routines within the legal field but also provided me with a holistic understanding of how different functions collaborate on complex corporate deals.

⑥ Client meetings – kickstarting Project B’s FTC merger filings

I had the opportunity to sit in one of the ACT client meetings where they discussed HSR filing⁴ for an acquisition deal of a US client company by a US Private Equity fund. As HSR form was recently modified in 2024, client’s business side representative and Freshfields’ attorneys examined if there were any related sales or purchases of the PE fund or third-party competitors that needed to be flagged and reported. It was informative for learning which business aspects of a deal, for example, sales and supplier relations of a specific business unit, are looked at when considering potential merger filings.

⑦ FTC negotiation session – Project C’s HSR filing and advocacy for the merger

Project C was an acquisition deal of two subsidiaries of a US company by another US company. The parties had filed HSR despite the understanding that the proposed transaction does not raise any horizontal or vertical concerns, and were waiting for the expiration of the waiting period for the second request⁵.

There had already been two sessions among the FTC, client subsidiary target company, the buyer company, and legal counsels for each party including Freshfields. At each session, Advocacy Letters were prepared and submitted to the FTC to answer their questions, and parties advocated for the acquisition deal to go through by explaining the need for the acquisition given market industry environment and corporate finance situations, and by proving that there would be no anticompetitive impact with no possibility of foreclosure. I was able to sit in for the third advocacy meeting with the FTC as well as a client preparation session prior to this meeting. After the FTC session, Freshfields counseled the client subsidiary company representatives about the impression they got from the FTC case handlers.

Reading past advocacy letters as well as sitting through preparation and actual FTC advocacy session gave me a comprehensive understanding of the flow of a merger assessment. More importantly however, the partner’s ability in anticipating and interpreting FTC’s comments and judgements highlighted the crucial value added by seasoned antitrust counsel.

⑧ Meeting with a Partner from Brazilian law firm via “Stronger Together” network

⁴ HSR filing, Hart-Scott-Rodino form is a merger filing form equivalent of 企業結合届。

⁵ After the expiration date and if the parties do not hear back from FTC, the merger can go through.

I had the pleasure of sitting in a meeting with a competition partner from Brazilian law firm, Mattos Filho, who often works with Freshfields and was visiting the US. Observations on recent trends on both institutional and substantive rulings of US and Brazilian regulatory bodies were exchanged: the dismissal of Democratic FTC commissioners and ruling on Google search market's remedies; independence of Brazil's Supreme Court and competition authority, as well as reversing trend on the environmental justification for anticompetitive effects in soybean market concentration.

The extent to which the short meeting covered in terms of substantive antitrust landscapes was impressive. The conversation itself was casual, as the meeting was hosted by an ACT partner who manages Brazilian contacts. However, the level of professionalism in the specificity and the historical drawings of the subject matter was fascinating.

⑨ Bi-Weekly meeting — briefing on Project B, Project C, and other developments

At the internal ACT team meeting, updates of different projects were shared, including Project B, C, and recent settlement between FTC-Amazon.com, Inc. on Prime subscription case⁶ as well as settlement between Harvard University and the administration. An associate's presentation explored early termination and remedies, as they have become particularly pertinent in the Second Trump administration, reflecting its broader priority to speed up merger clearances and to sanction fines after the acts, — a change from prudent approach taken by the previous administration.

Some other intriguing topics explored in the meeting included: what happens to HSR filing waiting periods if government shutdown happens; would HSR filing be necessary for salmon fishing/packaging company merger if salmons swim up rivers between the US and Canada and merger deal was already filed at least in Canadian jurisdiction.

⑩ Many More “Coffee Chats”

As most partners were out of the office for a firm-wide conference in Paris (France⁷), I had no specific assignments at the D.C. office. Instead, I asked many in ACT team for their time to learn about their work. Probably because ACT was more aligned with my interests, these proved to be extremely helpful to clarify what steps I should take next in my career.

Drawing from experience in New York (II. 2) ③), I went to D.C. after I had learned the biographies of many of ACT team attorneys, in case I met some in corridor by

⁶ FTC's \$2.5 Billion Settlement Against Amazon secured on September 25, 2025.

⁷ Celebrating hardworking associates left at the D.C. office and referring to the TV series “Wrong Paris” about Paris, Texas, there was a pizza party named “another Paris” held at the office cafeteria. People seemed to retain good sense of humor even while working intensely in US law firms.

chance and would still be able to ask appropriate questions. For specific sessions, I searched extensively about their past deals to maximize my learning. The attorneys were of diverse profiles including: former US government employees, a trainee from London, a German associate, and an Italian antitrust expert. This was perhaps because antitrust is a global field of law and Freshfields has strong multi-jurisdictional team.

Since I was keen to learn as much as I could about antitrust industry and how Freshfields' D.C. office worked, I would talk to anybody available, including office assistants, paralegals, receptionist, janitors, and HR. Although some conversations were not necessarily about antitrust, it was useful for learning about the people of ACT and the town, lubricating other conversations, and for practicing "small talk".

⑪ Learning about Project A from antitrust angle during coffee chats

I was fortunate to learn from an attorney working on antitrust due diligences for Project A. At the time of our discussion in D.C., the Merger Agreement had been finalized by the New York, Silicon Valley, and Tokyo teams, with the deal transitioning to the D.C. team for a merger filing. While my focus was on the overall structure and responsible parties for document preparation in New York, the attorney's granular review of each subsidiary, affiliate, business unit, and item in D.C. provided me with a comprehensive understanding of where antitrust legal questions are situated within the broader context of M&A deals.

3) Looking back

Visiting two offices offered a comprehensive understanding of how a deal evolves, as well as of the US legal market including US law school and hiring systems, and provided valuable perspective for choosing specific field of law.

However, future participants should note that visiting two cities in one month could be logistically complex: securing assignments can be difficult when spending a maximum of 10 days at each location; as Freshfields' US offices handle only US law aspects of international deals, one must demonstrate value in US legal work within a brief timeframe.

Considering above constraints, I think I proactively arranged meetings with attorneys to maximize the four-week opportunity. However, in retrospect, I do believe I could have been clearer from Day 1 about my preparatory studies in US law and expressed my intention to contribute, which might have made my colleagues more comfortable delegating additional tasks. For future participants considering a two-office visit, I recommend notifying associates and partners in advance to compile potential assignments.

4) Typical Work day

One Friday at the New York office

- 6:30 Wake up, iron suits, breakfast
- 7:30 Take PATH train from New Jersey to Manhattan
- 8:00 Start work on Project A (II. 2) ②) at the office in 3 World Trade Center
- 9:30 First “Coffee chat” of the day with an international arbitration associate
- 12:30 Lunch at canteen with associates from Tokyo, Frankfurt, and Copenhagen office
- 14:30 Second “Coffee chat” of the day with a GT corporate associate
- 17:00 Leave the office. Dinner with a friend currently applying to US law schools; share information about Freshfields’ arbitration team with her
- 19:00 Visit the Columbia University campus via an introduction from friend, who is pursuing his Juris Doctor degree at Columbia law school
- 21:00 Housewarming party of a friend near Columbia University law school; discuss recent decision on *US et al. v. Google* with former DOJ employee⁸
- 23:00 Back to the hotel

One Friday at the Washington D.C. office

- 7:45 Walk to the Office
- 8:00 Update my work on Project A in accordance with amendments to Merger Agreement by New York and Silicon Valley office partners and associates (II. 2) ②, ⑤)
- 9:30 Morning muffins at cafeteria; Meet an ACT associate specializing in antitrust litigation, ask her if she has time for coffee chat the following week
- 11:30 “Coffee chat” to learn about an associate’s experience at DOJ Antitrust Division
- 12:30 Search for information about and prepare for Project C’s meetings (II. 2) ⑦)
- 14:00 FTC meeting with client (II. 2) ⑦)
- 16:00 “Coffee chat” on EU antitrust landscape with an ACT trainee from London
- 17:00 Leave the office. Visit National Mall and the Lincoln Memorial
- 19:00 Visit Georgetown University Law Center, the US District Court for the District of Columbia, the Superior Court of the District of Columbia, and the D.C. Court of Appeals via an introduction from a friend at Georgetown law school
- 21:00 Dinner in China town
- 22:00 Back to the hostel

III Key Takeaways

1) US Law & Antitrust Landscape

Nine months after the change in administration, there were various changes in practice. The new FTC and Department of Justice Antitrust Division appeared to be prioritizing certainty and swiftness in their merger antitrust enforcement: more early termination are granted under the Hart-Scott-Rodino Act; the agencies are starting to resolve transaction-related competition concerns through settlements-structural and behavioral, rather than litigation which was favored by the previous administration.

On the other hand, the judiciary seemed to take consistent position on scrutinizing practices of platform companies by delivering verdict on *United States et al. v. Google*.

⁸ Remedies for Google’s Unlawful Monopolization in Search and Search Advertising in *United States et al. v. Google* case.

2) US Law Knowledge

While preparatory knowledge of basic US law was helpful, substantive legal knowledge was rarely essential for completing daily tasks I received. As a non-US law professional and a visiting student, strong grasp of US procedural and institutional background was far more critical for understanding day-to-day operations and professional conversations. For example: understanding relevant SEC financial disclosures for an acquisition deal (Project A); the flow and waiting periods for HSR merger filings (Project B, C); and the implications of the dismissals of FTC commissioners.

This program is better suited for getting acquainted with workings of foreign legal markets and with certain trends in legal landscape of other countries, and not for in-depth substantive law study, which should be left to LLM, Juris Doctor, or self-study.

3) US Legal Market

① Importance of work experience prior to and during law school (Juris Doctor degree)

In the US, few students enter law school immediately after their undergraduate studies. Many gain a few years of work experience, often as a paralegal or through other roles before applying. Law school admissions have become so competitive recently that previous work experience is now almost a de facto requirement for top-tier law institutions.

Once in law school, students often engage in a “law review” as initial outlet for academic endeavor. US law schools often host several reviews dedicated to specialized areas of law⁹. Publication in a school journal is highly prestigious¹⁰.

② Externship during semesters and internship during summer breaks

During the academic year, law students often pursue externships at local district courts or the Attorney General’s office. During the summer months, students typically complete ten-week internships at corporate law firms or federal government agencies. Recruitment for these summer positions are conducted via On-Campus Interviewing (OCI), and almost exclusively target JD students.

These experiences frequently lead to formal offers upon graduation.

③ Judicial Clerkships at Federal District/ Circuit Courts or Attorney General’s Office

Immediately after law school, many graduates secure judicial clerkships, often lasting one to three years before joining “Big Law” firms as associates. These are highly regarded positions and are considered a fast track to eventual appointments as Attorney Generals or Federal Judges.

⁹ For example, there are American Criminal Law Review, Georgetown Immigration Law Journal, Georgetown Journal on Poverty Law and Policy, Georgetown Journal of Legal Ethics, Georgetown Law Technology Review, in addition to the flagship and most prestigious Georgetown Law Journal.

¹⁰ For example, the former FTC Commissioner Chair Lina Khan was catapulted into fame and gained instant significant recognition even before her graduation from Yale Law School based on her influential law review journal article.

4) US Antitrust Legal Market

① Pre-law school roles (1): Corporate Paralegal or Regulatory Policy

A significant number of associates on the D.C. ACT team had prior work experience as corporate paralegals. Some previously worked as paralegals within the same Freshfields D.C. ACT team, attended law school, and were hired back as associates. As ACT primarily deals with government regulations, other associates held pre-law school roles at policy think-tanks or interned for members of Congress.

② Pre-law school roles (2): FTC and DOJ honors paralegal programs

The FTC paralegal and DOJ honors paralegal position are one-year appointments for recent university graduates. Because federal government agencies are relatively understaffed compared to Big Law competition teams, paralegals gain hands-on experience in consequential cases. For example, they may draft depositions and sit in court hearings from their first year. Some contacts I met through friends have previously worked as FTC and DOJ paralegals on Google ads and search market cases. These positions offer a great opportunity to kickstart one's antitrust career.

③ Attorney careers at the FTC and DOJ: the “Revolving Door”

Almost half of the associates and partners at the D.C. ACT team appear to have prior experience at the FTC or DOJ, whether as paralegals, interns, or junior associate attorneys. The professional networks established in these government roles directly affect hiring prospects at corporate law firms, particularly during change in administrations¹¹.

The movement of competition attorneys among regulatory bodies, law firms, and client companies fosters dialogue that contributes to the deepening and development of the competition field itself. Consequently, working in cities with a significant federal enforcement presence - such as Washington D.C., San Francisco, or Chicago - is crucial for career development.

5) Other lessons learned

① Personal networks

In the US legal market, professional connections are career opportunities. Hiring decisions by government agencies and law firms are often based on prior interaction and shared work experience. The professional networks that are created are mutually beneficial, as relationships cultivated early in a career can extend for decades. For

¹¹ For example, one associate of D.C. ACT team associate had previously worked as a paralegal at the FTC before law school. and A current partner who had also worked at FTC with her at the time hired her at Freshfields right after her law school graduation. After spending one a year at the Freshfields' D.C. office, she moved back returned to the FTC to work on the consequential Google Android case, where she had met the then- FTC Commissioner, who happens to be is now the current head of Freshfields' D.C. ACT teams at Freshfields. Just before the administration change in January 2025, when her former boss was quitting left the FTC commissioner moved to for Freshfields D.C. office, this associate she was also pulled and moved recruited back to Freshfields D.C. office.

example, a paralegal may later encounter a former boss or colleague as a prosecutor, opposing counsel, or even as a judge.

The line between private and public life is often blurred. Personal networks are also crucial, as casual social gatherings could lead to significant career discoveries. For instance, a flat party in New York City led to a discussion with a Columbia law school student who had previously worked on the Google ads case at the DOJ. His insights were extremely helpful for later conversations with a partner at the D.C. office. It was also a great reminder that I need to continue working on myself to be an engaging conversationalist on a variety of topics, from Supreme Court decisions to US Open finals.

② Being “In the Room Where It Happens” — Importance of location

Physical proximity to career opportunities, including the location of law school, is crucial given the relational nature of hiring and the overlap between professional and personal networks. Cities like New York and Washington D.C. offer significant advantages in this department.

③ “Elevator talk” is real — Importance of presenting yourself concisely,

As was detailed in “coffee chats” (II 2) ③, ⑩), the ability to briefly present your interests and questions is essential. Although it might feel rather intuitively foreign to Japanese culture, or at least it did to my natural disposition, it is imperative that you learn the art of self - presentation in order to survive in Corporate America.

④ Work-life balance

A key observation was how attorneys balanced their demanding work schedules with personal life enjoyment. Having various engagements outside work contributes to facilitating professional conversations, and to staying up-to-date on colleagues’ lives, the local culture, dining scenes, and community details even including local school situations. These ultimately affect building rapport and nice office environment.

IV. Conclusion

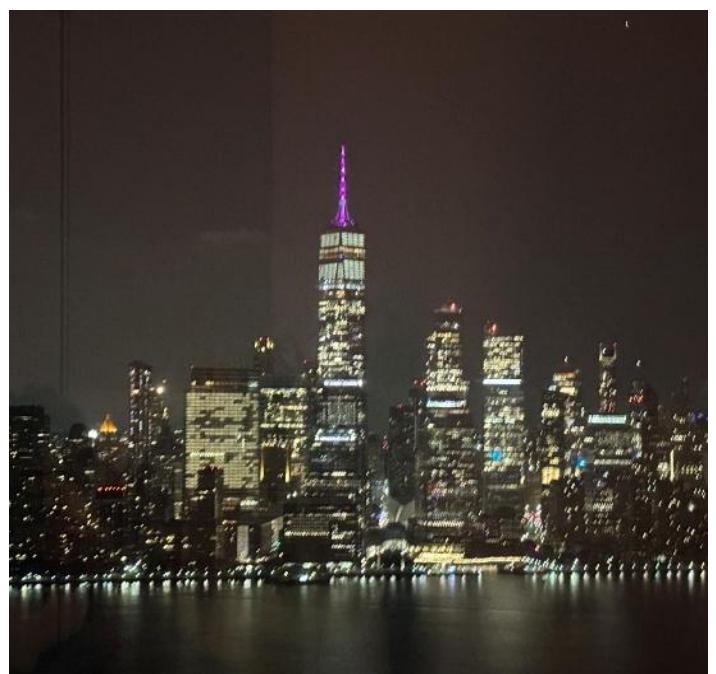
I initially applied for this program because I plan to work as an antitrust/competition lawyer abroad and sought to learn about the US or European competition law landscape while testing my professional ability in foreign law firms. To certain extent, I believe I was able to accomplish this goal, gaining exposure and stress-testing my adaptability. However, this experience was also a valuable and encouraging reminder that I have much more to learn with regard to knowledge of US and antitrust law as well as professional English proficiency and demeanor.

I express my sincere gratitude to the sponsoring firms: Freshfields, Van Bael & Bellis, and McDermott Will & Schulte; and to the professors at University of Tokyo School of Law who made this program possible: Professor Vande Walle, Professor Goto, Professor Fujita, and Ms. Hayashi. I am deeply grateful for the kind help provided by Mr. Goodwin at the New York office, Mr. Barrett of the Silicon Valley office, and by Mr. Stewart-Teitelbaum and Ms. Small at the Washington D.C. office. Finally, I would like to thank Yamada - sensei and Mr. Carr at the Freshfields Tokyo office for arranging an invaluable career-defining visit to the US offices, which perfectly aligned with my professional interests and future goals.

Moments

New York :

- ① Daily commute to the office, the Oculus.
- ② View of the Hudson from the office.
- ③ 9.11 Memorial ceremony held right next to the office building (3 World Trade Center).
- ④ New York City by night from New Jersey shore (where the author stayed).



Washington D.C. :

- ⑤ Office building from the outside.
- ⑥ View from the rooftop of the office building, with tip of Washington Monument on the right.
- ⑦ Office cafeteria, with CNN.
- ⑧ Daily commute home, with White House.



Kim & Chang 法律事務所(ソウル) 林 義燦

I 概要

- ①氏名:林義燦
- ②派遣先:Kim & Chang 法律事務所(ソウル)
- ③派遣期間:2025年8月18日(月)~9月12日(金)

II 業務内容

1. 業務遂行環境、業務遂行の流れ等

(1) 業務遂行環境

業務初日にオリエンテーションがあり、クラークシップ¹²実施上必要な事項や、メンターの先生についての説明を受けます。私のメンターの先生は日本チーム¹³に所属されている先生で、クラーク生は特定のチームに所属するという形ではありませんでした。

ロースクール生は4~5名が一つの執務室を使います。私と同じ執務室を使った3名のクラーク生はいずれも、韓国語と英語の双方に長けている米国のロースクール生でした。私も韓国語と英語を話すことができるので、執務室には両言語が飛び交っていました。

Kim & Chang はクラーク生を国内外から多く受け入れており、私のクラークシップ期間中、最大で20名程度のクラーク生が在籍していました。クラーク生の執務室は隣り合っていないため、食事をともにしたり、執務室間を行き来したりすることで、クラーク生同士で対面のコミュニケーションを取りました。

弁護士をはじめとする専門家の先生方は、個室で執務されていました。そのため、同じフロアやエレベーター内で偶然お会いすることを除いては、対面でお会いすることが難しかったことから、積極的にランチやコーヒーチャットをお願いしました。

¹² Kim & Chang では、海外のロースクール生対象に「クラークシップ(클라크십)」を、韓国内のロースクール生対象に「インターン(인턴)」を実施しています。本報告書では、海外・韓国内問わず「クラークシップ」を用いることとします。

(参考: Kim & Chang 「채용안내」<<https://careers.kimchang.com/ko/guide/index.kc?category=F>>
2025年10月27日最終閲覧)

¹³ 日本企業や日本法が関連する案件を扱うチーム

執務用デスクには PC とスカイプ用のヘッドセットが設置されており、執務室内に一つ電話があります。クラーク生にもメールアドレスが割り当てられますが、事務所の構成員(クラーク生を含む)に対してしかメールの送受信ができません。

業務上使える翻訳ツールや ChatGPT 、判例データベースなどが、事務所内のポータルサイトに整備されています。これらのツールは、成果物の完成度を高めるために非常に有用なので、大いに活用しました。

(2) 業務遂行の流れ

事務所へ提出した書類の中に、関心分野を書く欄があります。前年の派遣者の報告書には、関心分野に沿った業務が中心だったとの記載がありましたが、私は特定の分野に偏らず、さまざまな業務を任せていただきました。

クラークシップの担当職員の方が事務所内のポータルサイトにクラーク生の情報を載せ、業務依頼を促してくださいます。それでも初めの 3 日間は業務依頼がありませんでした。しかしこれは想定内です。初めの 1 週間程度は業務依頼を受けることが困難だったという過去の報告書を読んでいたからです。

そこで、初日から 3 日目までは、日本に関連がある先生を中心にメールをお送りし、ランチやコ一ヒチャットの依頼をすることに注力しました。そしてお会いした際に、ぜひ業務をさせていただきたい旨もお伝えしました。そうしているうちに、4 日目に初めての業務依頼があり、以後少しづつ業務が増えていきました。

業務の多くは、電話から始まりました。業務を受けられるかという確認をされたあと¹⁴、概要の説明を受けます。その後、業務内容が整理されたメールを受信します。完了期限は全ての業務依頼で明示されていましたが、中間報告や業務途中での打ち合わせを指示された業務は 1 件のみでした。残りは私の方から適時適切に相談や中間報告を行いながら進めました。不明点や悩みは直ちに質問・相談し、完成度が低くてもできる限り早く 1 回目の報告を行うことを心がけていました。早いうちに軌道修正ができるようにし、自分が取り組んでいた内容が的外れだった、ということが期限間近になって判明する事態を避けるためです。

業務の打ち合わせは、スカイプで行うことが多かったです。しかし、お会いしたことがない先生からのご依頼の場合、できるだけ初回は対面での打ち合わせをお願いしました。より細かいニュアンスを汲み取れることに加え、雑談にあてるなど、打ち合わせ前後に生まれる余白の時間を大事にしたかったからです。

業務の報告は、報告書をメールでお送りする形で行いました。報告書に加え、報告内容の説明を求められた業務もあります。報告書提出後は、フィードバックをいただけるよう心がけました。

(3) 言語

私は英語よりも韓国語が得意なので、業務のほとんど、すなわち弁護士との打ち合わせやメールの送受信、資料読解、報告書作成等を韓国語で行いました。業務によっては英文を読むこともありました。もっとも、クラークシップをするにあたり、韓国語は必須ではなく、英語ができれば支障

¹⁴ どうしても期限までに業務を行えない場合は断ることもできるかと思います。しかしどうしても貴重な機会なので、多少無理なスケジュールでも私は依頼された業務を全て受けました。

がないと考えられます。求められる語学力は、事案と依頼内容を理解したうえで、先生方や職員の方(業務によっては、加えて他のクラーク生)とコミュニケーションをとりながら業務を進め、調査報告書を作成し、先生方に説明できる程度の、高いレベルです。

なお、日本関連業務をされている先生方は日本語が上手ですが、そのほかの先生と業務を進める場合には英語か韓国語を使う必要があり、実際そのような場合が多いので、日本語だけでクラークシップを終えることは不可能です。

2. 具体的な業務

具体的な業務は、①日本語版ニュースレターのレビュー、②投資信託における責任主体に関する日本の判例調査、③営業秘密侵害に関する日本の判例調査、④諸外国の大手法律事務所におけるAI利用に関する立場の調査、⑤日本におけるタバコ規制の調査、⑥本学ロースクール等に関するプレゼンテーション、⑦ソウルジャパンクラブの分野別委員会への出席、⑧クラーク生を対象としたセミナーへの参加、でした。以下それぞれ詳述します。

(1) 日本語版ニュースレターのレビュー

事務所の翻訳チームが翻訳した日本語のニュースレターについて、日本語として不自然ではないか、原文である韓国語と意味の齟齬がないか、等を確認する業務です。研修期間中、合計140頁ほどのレビューを行いました。

Kim & Chang は、法律や法務課題に関する情報を、ニュースレターとしてウェブページで発信しています。発信は、韓国語、英語、日本語、中国語の4言語で行われます。韓国語の原稿を翻訳チームが翻訳したあと、ネイティブがチェックします。

私は、普段レビュー業務を担当されている先生方¹⁵から依頼を受けて業務にあたりました。この業務は、法律に関する知見があると内容をより正確に理解でき、かつ日本語ネイティブだからこそできる業務であり、加えて原文の韓国語を理解する韓国語力も大いに役立つ業務でした。自分の力を遺憾なく発揮できたので、とてもやりがいを感じました。

業務を実施するにあたっては、日本語ネイティブとしての内省¹⁶を基本としつつ、辞書を引いたり、検索エンジンで完全一致検索をしてどの用例が多いか調査したりしながら、できるだけ客観性を担保できるようにしました。弁護士になってからはこれほど多くの労力をかけるわけにはいかないでしょうけれど、今回は自分の勉強にもなり、できる限り成果物の質を高めたいと考えていたた

¹⁵ 日本人の公認会計士の先生と、日本人の職員の方から依頼を受けました。

¹⁶ ここで「内省」とは、「さまざまな言語表現の容認可能性（『いい文』と『ダメな文』の区別）や意味解釈に関して、母語話者として持っている直観をもとにして話者自身が判断すること」を言います。

（竹沢幸一「母語と内省」<<https://gengosf.com/relay-essay/母語と内省/>>より。2025年10月27日最終閲覧）

め、丁寧に行いました。最終稿を共有してくださることもあり、自分の修正案と比べることによる学び¹⁷もありました。

先生方には、丁寧なレビューに対して感謝のお言葉をいただきました。勉強になるとともに、事務所業務へも一定程度貢献できたのではないかと考えております。

(2) 投資信託における責任主体に関する日本の判例¹⁸調査

日本の判例調査をしました。本件はファイナンスチームの弁護士からの依頼で、クライアントが日本企業というわけではなく、日本法が適用される場面でもありませんでした。依るべき適切な韓国の判例や学説がないため、日本のそれを参照したいということでした。

調査は困難を極めました。2度の打ち合わせと2度の中間報告を交えながら、判例データベース、論文データベース、検索エンジンでキーワードを変えながら調査を進めました。しかし、本事例にぴたりと援用できそうな判例・学説を探すことができず、近い事例の判例・学説を報告しました。私の予想通り、あまり役に立つ調査結果ではなかったようです。先生は、「本件は特殊な事例であって、困難な調査であることは承知していた。難しい調査だったが意欲的に取り組んでくれてありがたかったですし、『無い』ということがわかつただけでも収穫だった」旨おっしゃってくださいました。無いものは無いのですが、お役に立てず残念でした。

(3) 営業秘密侵害に関する日本の判例調査

日本の判例調査をしました。本件は知的財産チームの弁護士からの依頼で、クライアントが日本企業というわけではなく、日本法が適用される場面でもありませんでした。先生方は、韓国の下級審裁判例の傾向に反対する立場で立論を組み立てようとなさっていました。日本の下級審裁判例の多くは先生方の立場に近いことから、具体的な判例・学説を調査し、整理していただきたいというご依頼でした。

依頼を受ける際に参考文献としていただいた韓国の論文の中に、日本の下級審裁判例の傾向が挙げられていたため、本件調査のゴールと方法は比較的明確でした。当該論文に挙げられている判例や文献を探すところから始め、その他の判例・学説も探したうえで、それらを整理しました。

本件調査では、先生方の意向に沿った報告ができたと考えております。先生方も、役に立ったとおっしゃってくださいました。

日本関連業務を多く経験されている弁護士に伺ったところ、韓国の判例や学説が積み重なっていないかった時代には、弁護士が新しい問題に直面したら、日本の判例・学説を調査することが多かったといいます。今でも、韓国で判例・学説が見つからない場合、外国のそれを探すのですが（この点は日本も同様だと思います）、まず日本のそれを探すことが多いのだといいます。現在は韓国にも十分判例・学説が積み重なってきているので、今後は日本を対象とした調査が少なくな

¹⁷ 日本語表現については概ね私の修正案を容れてくださいましたが、法律用語をはじめとする専門用語を含む表現は、私の修正案よりも原文に忠実に翻訳される傾向にありました。例えば、漢字語彙は、そのまま漢字を用いて翻訳されていました。読者層が完全な素人ではないという点が背景にあると理解しました。

¹⁸ 本報告書で単に「判例」というときは、最高裁判所の判断と下級審裁判所の判断の双方を指します。

るかもしれません。しかし他方で、先端分野などは、日本と韓国とでそれぞれ進んでいる分野が異なるでしょうから、互いに参照する関係に変化していくのではないか、と考えるに至りました。

(4) 諸外国の大法律事務所におけるAI利用に関する立場の調査

法律事務所が業務上AIを用いる際、その基本方針をウェブサイトで公開しているか、という調査です。公開している事務所とその内容を報告しました。本件調査は、調査対象国を分担する形で、米国のロースクール生1名とともに遂行しました。弁護士との打ち合わせは一緒に進行いたしましたし、報告書の形式もある程度揃えるため、彼とは密にコミュニケーションを取りながら進めました。

本件調査は、依頼を受けた数時間後に初回の打ち合わせをし、翌日午後に最終報告をするというスケジュールで、クラークシップ期間中最も時間的制約が厳しい調査業務でした。時間的なプレッシャーを感じながら、高い集中力を持って業務にあたりました。スケジュールはタイトでしたが、すぐに初回の打ち合わせがあったこともあり、調査方法や方針は早い段階で明確になりました。

報告後、先生から報告内容を確認する電話を受けました。その電話では調査済の範囲で回答しましたが、その後自発的に追加調査をして、改めて報告をしました。そうしたところ、追加調査に対し感謝の言葉をいただくとともに、弁護士になった後の心構えを教えてくださいました。それは、熱心に完成度の高い調査をすることにも価値があるものの、一つの業務に熱中し労力をかけすぎることは、必ずしも良くないということでした。

弁護士業務をビジネスとしての側面から見ると、報酬をいただいて仕事をしている以上、報酬額や他の業務とのバランスを無視して一つの業務に労力をかけすぎることは、必ずしも望ましくないといえる、ということに気付きました。

本件調査も先生方の意向に沿った報告ができたと考えております。先生方も、役に立ったとおっしゃってくださいました。

(5) 日本におけるタバコ規制の調査

日本におけるタバコ規制の調査をしました。上述した3つの調査業務は、業務を担当されている弁護士から直接依頼を受けました。本件調査はそれと異なり、この業務を担当されているチームの弁護士が日本チームの弁護士に調査を依頼され、その弁護士が私に依頼された、というものでした。すでに日本チームの弁護士が予備的な調査をされていたので、私の役割は、その補充と内容の整理、クロスチェックでした。

法令や規制担当省庁が公開している資料を調査し、整理しました。本件調査も先生方の意向に沿った報告ができたと考えております。先生方も、役に立ったとおっしゃってくださいました。

(6) 本学ロースクール等に関するプレゼンテーション

本学ロースクールにおける学修状況や日本のロースクール制度に関し、日本チームの弁護士数名を対象に行なったプレゼンテーションです。入試、学業、就職活動、司法試験、修習といった流れや、法曹コースの設置や在学中受験などの近年の制度変更について特に興味を持っていました。

(7) ソウルジャパンクラブの分野別委員会への出席

ソウルジャパンクラブ(SJC)は、ソウル商工会が母体の一つである韓国最大の日系コミュニティ一です¹⁹。在韓日本企業の会員相互の情報交換やネットワーキングを目的とした分野別委員会に私も出席しました。SJC の活動の一端を垣間見ることができるとともに、在韓日本企業の駐在員の方々との交流ができました。

(8) クラーク生を対象としたセミナーへの参加

事務所が主催する、クラーク生を対象としたセミナーです。Kim & Chang におけるワークライフバランスや、IP 業務の実践に関するセミナーに参加しました。

III レポート

1. Kim & Chang 法律事務所について

Kim & Chang 法律事務所は、1973 年に設立され、弁護士をはじめとする専門家を 2100 名擁する²⁰、韓国最大規模の事務所²¹です。Chambers Asia-Pacific(2025 年版)では、18 の業務分野で ‘Band1’ を獲得しており、韓国の法律事務所の中で最も多くの分野で ‘Band1’ を獲得することになります²²。

そして、日本関連業務を行う専門家は 60 名を超えており、中国や欧州関連業務を行う専門家よりも多いです²³。Kim & Chang の所属弁護士によると、他の韓国の大手法律事務所と比べても、日本関連業務の割合が大きいとのことです。そして、日本の法律事務所や日本の弁護士との協働も多いということでした。

¹⁹ ソウルジャパンクラブ 「入会案内・フォーム」 <<https://www.sjchp.co.kr/about/register-info.jsp>>

2025 年 10 月 27 日最終閲覧

²⁰ Kim & Chang 「Looking ahead of the times」 <<https://www.kimchang.com/jp/about/overview.kc>>

2025 年 10 月 27 日最終閲覧

²¹ Kim & Chang 「Ranked in the World's Top 100 Law Firms for the 12th Consecutive Year – The Global 200 (2025)」

<https://www.kimchang.com/en/insights/detail.kc?idx=32979&sch_section=1&utm_source=chatgpt.com> 2025 年 10 月 27 日最終閲覧

²² Kim & Chang 「Ranked “Band 1” in 18 Areas, 90 “Leading Individuals” - Chambers Asia-Pacific 2025」 <https://www.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=1&idx=30926> 2025 年 10 月 27 日最終閲覧

²³ Kim & Chang 「メンバー」 <<https://www.kimchang.com/jp/professionals/index.kc>> 2025 年 10 月 27 日最終閲覧

2. 専門家の先生方との交流

私は、今回クラークシップをするにあたり、「多くの先生方と交流する」ということを大きな目標の一つとしていました。その結果、合計 20 名の専門家の先生とランチやコーヒーチャットでお話をすることができ、うち 11 名の先生とは、2 度お話する機会をいただきました。メンターの先生がセッティングしてくださったり、専門家の先生がセッティングしてくださったりすることも多くありましたが、私からランチ等を依頼したりもしました。お会いした先生が別の先生を紹介してくださることもあり、交流の輪がどんどん広がっていくのを感じました。

加えて一度、日本チームの大規模な会合にも参加する機会をいただきました。長官経験者や、高位の裁判官・検察官・行政官経験者も参加されており、とても貴重な機会となりました。

先生方のご経歴、仕事に対する向き合い方、キャリア形成に対するアドバイス、専門性の築き方、日本の弁護士との協働、法律事務所による文化の違い等を伺いながら、私の考えや悩みをぶつけていきました。この交流を通じ、自分の中で、どのような法曹になり、どう仕事に取り組んでいくかを考え、より具体化していくことができました。

私は、日本の法曹として、今後継続的に韓国関連業務を行いたいと考えております。そのため、今後必ず Kim & Chang の先生方と協働することになるはずです。今回のクラークシップを通じて、Kim & Chang の組織風土を肌で感じ、先生方とともに業務を遂行し、交流できたことは、今後自分のキャリアを築いていくうえでとても大きな財産となるに違いありません。このご縁を大事にしていきたいと考えております。

3. クラーク生との交流

Kim & Chang はクラーク生を国内外から多く受け入れており、私のクラークシップ期間中、最大で 20 名程度のクラーク生が在籍していました。クラークシップが始まるまでは、大半は韓国の学生だろうというイメージを持っていましたが、実際は、ほとんどが韓国外の大学またはロースクールに通う学生でした。韓国の大学の多くは 9 月から秋学期が始まることが理由のようです。

米国のロースクール生が圧倒的に多く、その他、フランスの司法修習生、韓国の学部生、東京大学の学部生、米国の学部生、カナダの学部生、ドイツの学部生がいました。そしてその多くは、韓国人または韓国にルーツがある方でした。これは、「国際的な環境」であることに間違いはないのですが、今まで経験してきた「国際的な環境」とは少し違っていました。すなわち、今回同じ時間を共有した学生の多くは、「韓国で生まれて韓国とアメリカで育ち、英語と韓国語を話すアメリカ人」や「韓国で生まれて韓国とカナダで育ち、韓国語と英語を話す韓国人」、「ドイツで生まれてドイツで育つも、韓国にルーツがあり、ドイツ語と韓国語を話すドイツ人」など、多様な文化的・言語的バックグラウンドを持つ方々でした。

彼/彼女らは、常に複数の文化や言語の中で暮らし、アイデンティティの揺らぎを感じながらもそれを確立していくことがうかがえました。もちろん、今までこのような方との出会いは少なくありませんでしたが、このような方々が大多数で、それが当たり前の環境に身を置いたことはありませんでした。とても不思議な気分でした。同時に、複数の言語をネイティブレベルで操り、複数の文化に精通しているうえ異文化受容力も兼ね備え、各国トップレベルの教育機関で学修に励んでいる彼/彼女らと今後競争し、協働していくのだろうと考えると、今後が楽しみでもあり、気が引き締まる思いもあります。

同じ執務室で勤務をしたり、雑談しに行ったり、昼食や夕食を共にしたり、ボードゲームやカラオケをして遊んだりする中で相互理解を深め、仲良くなっていました。今後もたまに連絡を取り合いかながら、機会あるごとに会うなどして、このご縁を大切にしていこうと思います。

4. 最後に—国際法務に取り組む決意と覚悟—

私は、法曹になって、法務分野で日本と世界との絆をはぐくむ仕事をしたいと考えています。法律実務のプロフェッショナルとして国際的な法分野で活躍したい。その決意を新たにするとともに、そのための研鑽を積む覚悟も新たにしました。

このような実りあるプログラムをご支援くださいました、藤田友敬先生、後藤元先生、Simon VANDE WALLE 先生をはじめとする先生方、東京大学大学院法学政治学研究科附属 法・政治デザインセンターのスタッフの皆様、クラーク生として快く受け入れ、温かいご指導・ご支援のもと多様な経験をする機会をくださいました Kim & Chang の皆様、そして資金面で多大なお力添えをくださいました Freshfields, Van Bael & Bellis, McDermott Will & Schulte の皆様に、心より感謝申し上げます。

McDermott Will & Schulte 法律事務所(パリ) 岡本 琳南

I 概要

- ①氏名:岡本琳南
- ②派遣先:McDermott Will & Schulte 法律事務所(パリ)
- ③派遣期間:2025年9月1日(月)~2025年9月26日(金)

II 業務内容

McDermott Will & Schulte はおよそ 90 年前にシカゴで設立され、現在は 20 以上の国にオフィスを保有し、約 1700 名以上の弁護士を擁する国際的な法律事務所です²⁴。2025 年 8 月に前身である McDermott Will & Emery が Schulte Roth & Zabel と合併し²⁵、現在の形となりました。昨年度まではパリ事務所を創設された Jacques Buhar 先生及び松本倫成先生がインターンの受け入れを担当されていたため、競争法や M&A に関する案件が中心だったようです。今年度は、データ・プライバシーチームのインターンとして、Romain Perray 先生²⁶と、松原茉以先生²⁷にご担当いただきました。Romain 先生率いるデータ・プライバシーチームは、EU デジタルパッケージ²⁸の取り扱いを専門とし、4 名の弁護士及び私含めて 2 名のインターンが所属する少人数のチームです。データ・プライバシーチームでは、EU デジタルパッケージ及びフランス国内法へのコンプライアンスに関するアドバイスや、関連法案に着目したデュー・ディリジェンス、論文執筆等を中心に取り扱っています。クライアントの拠点はフランス国内にとどまらず、ヨーロッパ域外に拠点を有する企業も多いそうです。日本企業との親交も深く、インターンシップの 3 週目には Romain 先生が 1 週間日本に出張っていました。

出勤時間や帰宅時間に厳密な決まりはなく、リモートワークも浸透しているようでした。ただし、お昼休みは 12 時 30 分から 14 時までと決まっており、1 日 7 時間以上の勤務が目安となってい

²⁴ McDermott Will & Schulte について : <https://www.mwe.com/>

²⁵ 合併について : <https://www.planadviser.com/law-firms-mcdermott-will-emery-and-schulte-roth-zabel-merge/>

²⁶ Romain Perray 先生 (<https://www.mwe.com/people/perray-romain/>) はデータ・プライバシーを専門とする弁護士として著名な弁護士で、ソルボンヌ大学の講師もされています。

²⁷ 松原茉以先生 (<https://www.mwe.com/people/mai-matsubara/>) は日本で大学を卒業後、フランスにて法科大学院を卒業され、フランス弁護士資格を取得し、データ・プライバシー関連のアドバイザリーを行なっています。

²⁸ EU のデジタル関連法制のこと、データガバナンス法 (DGA) 、データ法 (DA) 、デジタルサービス法 (DSA) 、デジタル市場法 (DMA) 、欧州ヘルスデータスペース (EHDS) を指します。

ました。私は9時30分から19時頃まで研修させていただき、タスクの進捗状況によって少し早めに帰宅することもあれば、21時前までオフィスに残る日もありました。

(1) 導入研修・ITトレーニング

初日は導入研修がありました。9月入所の他のインターン生や弁護士、スタッフと共に受けました。2日目にはITトレーニングがあり、ロンドンオフィスからIT担当者がパリに出張し、対面で行われました。ExcelやPowerpointの活用方法、事務所の検索システムやデータベースの使い方など、テーマごとに行われ、任意で参加することができます。私はまだ仕事の割り当てがなかったこともあり、殆どのトレーニングに出席しました。

(2) 日本出張のスケジュール作成

前述の通りRomain先生が日本出張を控えていたため、秘書の方と一緒に日本出張のスケジュール表を作成しました。クライアントとの日程調整のメールを参考して移動時間等を計算し、スケジュール調整をしました。

(3) GDPRのプロファイリング規制に関するリサーチ

松原先生が、GDPRのプロファイリング規制²⁹に関する論文を日本法弁護士と共同執筆して国際商事法務に掲載する、という依頼を受けておられました。私は、GDPRの規制部分に関するドラフトのファクトチェック及び日本法上のプロファイリング規制のリサーチを行いました。日本ではプロファイリング規制に関する問題意識は共有されているものの、一般的なルールは確立されておらず、リサーチには困難も伴いました。日本法上の規制を踏まえ、日本企業が実務において気をつけるべきポイントに着目してドラフトへの書き込みを行いました。

(4) 東大での講義資料の翻訳

Romain先生が日本出張時に東大でEUデジタルパッケージに関する講義を予定していたため、講義資料を英語から日本語に翻訳しました。講義はEUデジタルパッケージを構成する各法の概要及びデータ法とりわけコネクテッド製品に関する内容を掘り下げたものでした。翻訳をしながら各法の趣旨や規制内容、適用範囲について学ぶことができました。

(5) 日本でのクライアントミーティング資料の作成

²⁹ プロファイリングとは、一定の個人的側面を評価する目的で個人データを処理する自動化された処理形式をいい、GDPRはデータ主体に法的効果又は重大な影響を及ぼす完全に自動化された処理による意思決定は原則として禁止しています。

Romain 先生が日本出張で予定していたクライアントミーティングの資料作成のお手伝いをしました。データ法は 2025 年 9 月 12 日に施行され、運用開始にあたってクライアントからの質問や相談も多い時期のようでした。資料は、EU データ法、とりわけその適用対象となるコネクテッド製品及び関連サービスに関して、事業者の義務や実務的対応に関する内容を含んでいました。また、EU 域外に本社を有するクライアントが EU 法の適用対象となるか否かについて説明する資料もありました。データ法の条文及び別表を参考しながら、各クライアントの事業内容が EU データ法の適用対象となるか、また、海外支社を有する国及び地域を確認して、それらの事業についても域外適用範囲に含まれるかを検討しました。

(6) データ漏えいに関する個人情報保護法及び GDPR のリサーチ・発表

データ漏えいに関する個人情報保護法のルールについてリサーチをした上でプレゼンテーションをしてほしいとの依頼がありました。先生方は GDPR の専門家でいらっしゃるため、GDPR との比較の視点も持ちながらリサーチ及び発表資料の作成を進めました。発表は、スケジュールの関係で滞在終了後帰国してからオンラインで行いました。

(7) 海外投資規制・貿易管理に関する資料の翻訳

Romain 先生と共に日本出張をした弁護士の先生が海外投資規制や貿易管理を専門としており、その分野についてのクライアントミーティングの資料の英語から日本語への翻訳を行いました。

(8) コネクテッド車両およびモビリティ関連アプリケーションにおける個人データの取り扱いに関する指針の要約

GDPR 及び通信プライバシー指令を前提としたコネクテッド車両およびモビリティ関連アプリケーションにおける個人データの取り扱いに関する指針について、特にコネクテッド車両等に固有のポイントをまとめよう依頼を受けました。クライアントから相談の多い分野で、アドバイザリーを行う際に参照したいとのことでした。必要な部分のみを抽出し、できる限り文脈を捨象せずに要約するよう試みました。

III レポート

(1) 派遣先で得た知見・学び

① 国際的な法律事務所で働くということ

1 ヶ月という短い期間ではありましたが、国際的な法律事務所の一員として働くことができたことは、非常に良い経験になりました。事務所では“Bonjour!”と挨拶が飛び交い、キッチンスペースでコーヒーを淹れながらスモールトークをするなど、人との繋がりを大切にする雰囲気がありました。インターン最終週にはパリ水族館にて Kick Off Meeting(社内総会)がありました。パリオフィスの弁護士及びスタッフのほか、ニューヨークオフィス及びロンドンオフィスの各トップが出席し、事務所の理念やアップデートが共有されました。プレゼンテーションの後は水族館内のバーでシャンパン

ンを飲みながら交流する会がありました。私は主にインターン生と交流したのですが、フランスで法曹になるための制度やそれぞれのインターンシップでの業務など、様々な話をすることができ、楽しい時間を過ごしました。また、ニューヨークオフィス及びロンドンオフィスのトップともご挨拶させていただきました。

②法律家としての心構え

クライアントミーティングの資料は、同じデータ法に関する説明を目的としていても、各クライアントの事業内容や製品に合わせて細かい修正がなされていました。Romain 先生は、クライアントはデータ法について細かいプロフェッショナルな知識を求めていているのではなく、その運用の結果どのような義務が発生し、どのように対応しなければならないのか、仮に対応しなければどのような不利益が生じるのかを知りたいのだと説明されました。そして、そのようなクライアントのニーズに最適な形で応えるのも法律家の仕事であるとおっしゃいました。弁護士はクライアントなくしては仕事ができず、営業することも弁護士の仕事の一環であり、このような努力がクライアントの獲得にも繋がるというお話は、大変印象的でした。クライアントミーティングの資料作成に関わったことで、この心構えを体得することができました。

③新たな出会いと交流

研修期間中にお世話になった Romain 先生及び松原先生は毎年来日する機会があり、過去のインターンシップ生も含めたアルムナイで集まることもあると伺いました。松原先生は日本人フランス法弁護士として国際的に活躍されており、ロールモデルとして多くを学ばせていただきました。また、事務所には他にも日本人のスタッフの方が 1 名と、日本語話者の方が 2 名いらっしゃり、随所で気にかけてくださいました。

ヨーロッパの大学・大学院ではインターンシップが卒業要件になっているようで、事務所には約 30 名のインターン生が在籍していました。フランス出身の学生が殆どでしたが、国外にルーツを持つ学生もいました。私はドイツ・ミュンヘンの学部生と同室になり、休憩時間や作業の合間に色々な話をしました。同じチームのインターン生はブラジル出身の大学院生で、データ法について学んでおり知識も豊富だったため、部屋を訪ねて質問をさせてもらうことも多くありました。このように、同じ法曹を志す新たな友人ができたことはとても嬉しかったです。

今後もぜひこのご縁を繋げていきたいと思います。

④データ法への関心

私の所属先がデータ・プライバシーチームに決定するまで、私はデータ法の分野について学んだことがありませんでした。インターンシップを通じて、EU デジタルパッケージ及び日本がデジタル社会に対応するためにどのような法制度を構築しているかについて関心を持つようになりました。

⑤言語について

フランス語は第二外国語として学んだのみの状態でインターンシップに臨みました。事務所内にはランチをとるためのキッチンスペースがありますが、そこでの会話はフランス語が中心でした。フランス語での会話について行くことができず、悔しい思いをしました。英語で話しかけても気がつくとフランス語に戻ってしまい、大きな壁を感じることもありました。しかし、ここで挫けていては、折角の機会に得るものを得られないと思いました。そこで、私は、大人数の会話に入ろうとするのではなく、一対一で他のインターン生をランチに誘い、英語で話す機会を作りました。一対一では英語で話してくれるので、ランチを食べながら交流を深めることができました。もっとも、インターンシップ前にフランス語を勉強していれば、という反省は尽きず、フランス語を学ぶモチベーションに繋がりました。

(2)トラブルについて

パリ滞在1日目に大きなトラブルに見舞われました。チェックイン当日に、鍵を取りに向かった不動産会社にて、予約していたアパートがダブルブッキングでシステム上キャンセル扱いとなっていましたことを告げられました。不動産会社からは代わりに空いているアパートの一室を提供されたので、その施設に向かいました。しかし、渡された鍵に不備があり、部屋に入室できませんでした。その時点で20時頃になっており、不動産会社の緊急連絡先にも繋がらず、その日中に部屋に入室できる望みはありませんでした。急遽近くのホテルを探して見つけた最後の一室に宿泊することができましたが、そのホテルも空室状況や宿泊代金との兼ね合いでいつまで延泊できるか分からず、大きな不安を抱えたままインターンシップを始めることになりました(このようなトラブルは極めて稀なので、プログラムへの参加を検討されている方は、あまり心配なさらないでください)。

幸い、インターン初日に事務所の人事を担当されている Sandrine さんに事情を説明したところ、フランス語で不動産会社に電話をしてくださり、エントランスの鍵を入手することができました。Sandrine さんには、鍵を入手して、機能するかどうか確認するところまで同行していただきました。その後も、補償請求等の不動産会社との連絡につき、Simon VANDE WALLE 先生に幾度もサポートをして頂きました。お二人のサポートがなければ、今回のプログラムに集中して取り組むことはできませんでした。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

IV おわりに

私は学部時代にロンドンで1年間交換留学をしており、ヨーロッパで生活した経験はありました。しかし、法律事務所のインターンシップ生として、また、フランス語圏のパリで過ごした1ヶ月では、業務以外の側面でも新たな気づきや出会いがありました。トラブルや自分の至らなさに悔しい思いをすることが多かったですが、その際には、いかにこの機会を充実させることができるかを考え、行動することができました。また、研修期間中は多くの方に様々な場面でサポートして頂きました。本プログラムは、かけがえのない経験であり、自分を成長させてくれたと思います。

私をインターンシップ生として快く受け入れ、温かくご指導・ご支援くださった McDermott Will & Schulte の先生方及びスタッフの方々に、心より感謝申し上げます。また、このような貴重な機会を与えてくださった藤田友敬先生、後藤元先生、Simon VANDE WALLE 先生、本学助教の林美沙様をはじめとした東京大学大学院法学政治学研究科附属法・政治デザインセンターの皆様、本プログラムにご支援を賜りました関係者の皆様に、この場を借りて心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

事務所の外観



事務所の中庭の様子



Kick Off Meeting の様子



事務所近くにあるオルセー美術館³⁰

※写真の複製、転載、転用、改変等の二次利用はお控えください

³⁰ 事務所のベネフィット（福利厚生）の一環でオルセー美術館・オランジュリー美術館のVIPカード（予約不要・入館無料）を借りることができます。私は滞在中にそれぞれ2回ずつ鑑賞しました。

Van Bael & Bellis 法律事務所(ブリュッセル) 喜多 龍磨

I 概要

- ①氏名:喜多龍磨(KITA Ryuma)
- ②派遣先:Van Bael & Bellis (VBB)
- ③派遣期間:2025年9月1日~9月30日



II 業務内容

1. VBB 法律事務所(Van Bael & Bellis)は、1986 年に設立された、ヨーロッパを代表する法律事務所です。その最大の強みは、EU の意思決定機関が集積するブリュッセルに本拠地を置いているという「地の利」を最大限に活かし、国際通商法と競争法の分野において、ベルギー国内で随一の評価を受けている点にあります。この卓越した専門性を基盤として、グローバル企業をクライアントに持つ複雑で高度な国際案件を多数手がけています。

・事務所の規模と国際性

VBB は 100 名を超える(または情報源によれば 90 名以上の)弁護士が所属する影響力の大きい事務所です。特筆すべきはその国際性で、20 か国以上の国籍を持つ専門家で構成されたチームが、多言語かつ多法域にわたる専門知識をもって、シームレスなサービスを提供しています。これは、高度な知識と革新的な思考を要する複雑な国際案件において、クライアントの要望に応える実用的な成果を追求する VBB の姿勢を反映しています。

・拠点と地理的戦略

VBB 法律事務所の拠点は以下の 3 か所です。

ブリュッセル(本部): ベルギーの首都であり、EU の心臓部にあたるこの地が中心的な拠点です。

ロンドン: イギリスの主要なビジネス・法務ハブにオフィスを構えています。

ジュネーブ: スイスのこの拠点は、特に WTO(世界貿易機関)関連の案件に特化して設けられています。

これらの主要な貿易・法務拠点に戦略的にオフィスを配置することで、VBB は地域的な制約を超え、世界的な視点から法的な助言を行う能力を高めています。独立した事務所であるため、世界中のトップクラスの法律事務所と柔軟に提携し、最適な体制でクロスボーダー案件に対応しています。

・派遣期間の初日には、私を含め合計 9 名のインターンが在籍しており、私を含む 6 名が同日にインターンを開始しました。これに加え、5 名の新人アソシエイトも同じタイミングでスタートを切るなど、事務所は活気に満ちていました。そのおかげもあってか、事務所での生活にスムーズに馴染むことができたと思います。

インターン生の内訳としては、私を含む 3 名は大学の夏休みを利用した 1 ヶ月間のサマーインターンで

したが、残りの 3 名は半年から 1 年という長期間のインターンシップに参加しており、イタリア、アイルランド、スペイン、ベルギーなど、国籍もキャリア背景も多岐にわたっていました。特に長期インターンの中には、すでに弁護士資格を有しながら、自身の興味分野やキャリアプランを熟慮した上で、VBB もしくは他の場所で弁護士として働く前の実務経験を積んでいる人も多く、その高い意識と、日本ではあまり馴染みのない文化に刺激を受けました。



2. 担当業務の詳細と経験

私の担当業務は、他のインターン生や弁護士と比べ、EU 法やベルギー国内法に関する知識がまだ十分ではないという状況を考慮し、国際法務の基盤となるリサーチ、ファクトチェック、および法務文書のドラフティングが中心となりました。

具体的な業務内容としては、まず EU 競争法が盛んであるヨーロッパにおける製薬部門の判例チェックを行いました。日本よりも公開されている事例が多い中で、欧州委員会(EC)の決定や裁判所の判例を丹念に調査し、知的財産権と競争制限行為の境界領域にある複雑な法的論点を深く掘り下げました。続いて、国際通商法チームでは、中国のダンピングに関する資料のファクトチェックを担当しました。これは、特定の AD 調査に関連して提出された膨大な量の資料に含まれるデータや事実関係について、引用の正確性や整合性を検証するという、国際貿易法務における証拠検証の厳格さを要求される作業でした。また、規制法務の一環として、ヨーロッパのエネルギー需給調整に関する判例のチェックも行い、国境を越えた電力取引や緊急時の調整メカニズムといった、技術的・経済的な側面を含む EU 規制法の複雑な構造について理解を深めました。

これらの業務に加え、貿易部門では、先の AD 調査のファクトチェックとは別に、WTO に対する申し立てが却下された事例に関する業務も担当しました。このケースでは、可能な限り当事者が自ら情報を収集する義務を肯定した判例をチェックするというリサーチを行いました。

そして、派遣期間の最終週には、事務所のプラクティスミーティングの一環として設けられたインターン生によるプレゼンテーションの機会をいただき、発表を行いました。プレゼンテーションのトピックはデータプロテクションとし、2024 年に発生した NTT の個人情報漏洩に対する当局の対応を具体例として、日本の個人情報保護法と EU の GDPR を比較するという観点から発表を行いました。このような発表はとてもいい機会になりました。最初は語学の面などで不安がありましたが、取り組んで良かったと思います。

III レポート

1.

ベルギーにはフランス語圏とオランダ語圏があり、ブリュッセルは主にフランス語圏ですが、VBB はベルギー人弁護士はもちろん、ヨーロッパ各国やそれ以外の国から多くの弁護士が在籍する、非常に国際色豊かな法律事務所です。事務所の人は本当にびっくりするくらい皆さくで親切な人が多かったです。

事務所の公用語は英語で、皆ネイティブと同等のレベルで話していましたが、このコミュニケーションを支えているのが、フラットでオープンな文化だと感じました。日本では、初対面の人に自己紹介を求められるまで待つこともあります、VBB では、誰に対しても地位や年齢に関係なく、自発的に自己紹介をして雑談でアイスブレイクをするのが当たり前の作法になっていました。この習慣は、パートナーの先生方とインターン間でも非常に親しく会話ができるという風土を生み出していて、親密な人間関係を築く上でとても役に立つ文化だと感じ、ぜひ見習っていきたいと思っています。



また、ランチタイムには、事務所のカフェテリアに皆が集合し、一緒に食事をとります。このような雰囲気こそが、近年日本の法律事務所や世界の法律事務所が謳っているダイバーシティ&インクルージョン(D&I)をまさに体現していると思いました。日本では良くも悪くも、自分とは異なる人種や文化、宗教の人と関わる機会が少ないため、D&Iと言われても具体的なイメージが湧かない人が多いかもしれません。また、言語(英語)についても同じ教育を受けていても語学のレベルが全く違うのは、そういった社交的な人が多いという環境の違いが影響していると感じました。

2.

このインターンシップで学んだことの一つは、「海外の法律事務所では、自分から積極的に仕事をもらいに行かないと、何も仕事はない」という教訓でした。日本の法律事務所が、仕事が割り振られることを前提にしているのに対し、VBB では自分で仕事を探し、獲得しにいくという姿勢が求められます。何も聞かなければ自分がすべきことはなく、何かを尋ねれば自分が貢献できることがあるという環境でした。そのため積極性はこのインターンで非常に重要なものでした。

もちろん、私はヨーロッパ法やベルギー法、そして言語面で他のインターン生や弁護士と対等な知識を持っているわけではないのでできることは限られていました。ただ、このような積極性が求められる環境で 1ヶ月を過ごせたことは、自律的な行動力とプロフェッショナルとしてのマインドセットを養う上で、とても良い経験になりました。



3.

このプログラムへの参加を検討している皆さんの参考になるように、私がインターンシップを始めた時点での知識と語学力のレベルについて正直に伝えておきます。

まず、EU 法やベルギー法に関しては、正直に言って全く知識がないままのスタートでした。競争法については、選択科目で日本の独占禁止法を履修していたので、一通りの学習は終えていましたが、ヨーロッパの現場で専門的な業務に当たるには知識不足でした。英語力については、3~4 年前に取得した TOEIC 920 点が唯一のスコアで、他に中学生の時に取った英検 3 級がある程度で、それ以降、集中的な英語学習は特にしていません。

過去の海外派遣プログラムのレポートで「もっと EU 法の知識をつけたり、英語力を上げてから行けばよかった。」という反省を目にしたので、不安はありました。確かに、語学力や現地の法律の知識があればより多くの複雑な業務を行なうことができるというのは正しいと思います。しかし、このプログラムの目的は、海外の法律事務所で一人の弁護士として完璧に働くことではなく、説明会で藤田先生も言っていたように、「自分ができない経験を通して、何が足りないかを発見すること」であると、改めて思いました。初めから完璧にこなせてしまったら、むしろこのプログラムに参加する意味はないと思います。なので、このプログラムへの参加を迷っている人で、その理由が自分の法律の知識が足りないことや、自分が英語をうまく話せないとということであればこのプログラムへの参加を諦める必要はないと思います。自分も帰国子女でも留学経験があるわけでもないですが、プログラムに参加し、なんとか(笑)なりました。また、事務所側も、自分が VBB の弁護士と完全に対等な能力を有しているとは考えておらず、いい意味で期待はされていないので、その点からも自分の能力不足を理由にプログラムへの参加を諦める必要はないと思います。

むしろ、自分が一番何もできない、自分の力が一番ないという環境こそが、常に何をするにも集中して全力を出さないといけないため、自分を成長させる最も良い機会だと思いました実際、法律の業務が 1 ヶ月で劇的にできるようになったわけではありませんが、語学力に関しては、この一ヶ月の間でも格段に上がったと、日本に住んでいる英語話者の友人にも言われました。居心地が良い場所でここまで語学力が向上することはないとthoughtしました。たった 1 ヶ月でもそのような成果が得られたことは、能力的には居心地が悪い環境に身を置いたからこそだと思います。(人間関係的には事務所の人は親切な人しかいないので居心地はよかったです。)

今回のように、自分が圧倒的にインターンとしても能力の面や語学の面でも格段に劣っているという状況は、なかなか体験できるものではありません。正直、このプログラムの後ろ盾がなければ、このスキルセットでインターンに採用してもらえるとは思えず、到底体験することのできない貴重な経験でした。

このプログラムは、そのような貴重な機会をもらえるという点で非常に有益です。私はまだ実務家ではないので断言はできませんが、将来クロスボーダー案件に関わりたいと思っている自分にとって、どこかでこのような「不自由」を経験しておかなければならないものだと思います。それを学生である間に、たった 1 ヶ月の間でも体験できて、将来の見通しをくれたことは本当に幸運でした。このプログラムは、そのような環境に身を置き、その不自由さを成長の機会として楽しめる人に、心からお勧めしたいと思っています。



今回のインターンシップは、私のキャリア観を大きく揺さぶる、まさに海外派遣プログラムならではの特別な経験となりました。現地でしか味わえない深い洞察を得られたこと、そして、尊敬すべきVBBの弁護士の先生方や仲間との出会いに恵まれたことは、何物にも代えがたい財産です。

このような得難い機会を与えてください、サポートしてくださいました、藤田友敬先生、後藤元先生、Simon先生(Leuvenのご自宅にもお招きいただきありがとうございました!)法・政治デザインセンターの皆様に、心からの敬意と感謝を申し上げます。

I would also like to thank the VBB team for their generous support of this program,

for giving me this valuable opportunity, and for welcoming me so warmly.

Thank you very much!

法官学院(台湾) 加藤 友樹

I 概要

①氏名:加藤友樹(かとうともき)

②派遣先:法官学院(台湾)

法官学院は、台北市内に位置する、主に台湾の職業裁判官(法官)³¹が業務に必要な研修を受けるための施設です。学院には寮が併設されており、私も、1ヶ月間その寮に滞在しました。

③派遣期間:9月1日～9月28日

II 業務内容

私が法官学院で実施したのは、主として、授業の受講、裁判所(法院)見学、その他自主研修です。いずれも、その他の派遣先で行われたと思われるインターンシップ的なものとは異なり、純粋な研修としての性格が強く、「業務」との呼称から受ける印象とは異なりますが、以下、それぞれ簡単にご紹介します。

1 授業の受講

法官学院は、前述のとおり、主に台湾の職業裁判官(法官)が業務に必要な研修を受けるための施設であり、そこでは、主に現役の裁判官に向けた各種の授業が開講されています(この点で、日本の司法研修所がつかさどるうち、司法修習よりも、裁判官研修に近い性格を有しています)。

私は、日本における学習・研究活動で培った関心に合わせて、いくつかの授業を選択して受講しました。以下では、そのうちの一部をご紹介します。

(1) 國民法官制度實務研習會

私が法官学院に着いて初めて受講したのが、この授業です。

台湾では、2020年に公布され、2023年に施行された「國民法官法」によって、國民法官制度の運用が始まりました。これは、國民が裁判官と共同して刑事裁判に参加し、司法の可視性を向上させ、國民の正当な法感情を反映しつつ、國民の司法に対する理解及び信頼を増進させながら、

³¹ 以下、台湾における本来的表記（ここでいう「法官」）と、それを日本語に置き換えたもの（ここでいう「裁判官」）とが混在しています。授業や制度等の名称を表す場合には、台湾における本来的表記を用いることが多く、それ以外の場合には、日本語に置き換えたものを使用することが多いですが、厳密な使い分けはできません。あらかじめご了承ください。

国民主権の理念を検出させることを目的とするものです³²。この制度は、日本の裁判員裁判制度を大いに参考にする形で設計されており、実際、法文をご覧いただくだけでも分かるとおり、多くの点で裁判員裁判制度と共通の内容を有しています。

この授業は、上記国民法官制度の立案に携わった裁判官等が講師となって、制度の対象事件を担当する裁判官向けに、制度の概要や、訴訟進行上の注意点等を講義するものです。

まず驚いたのは、制度の細部に至るまで、日本の実務・学説が参照されており、授業でも日本の実務・学説が詳細に紹介された点です。

台湾の通常の刑事裁判は、職権主義的性格を有しており、起訴状一本主義は採用していないのですが、国民法官制度では、日本に準じて起訴状一本主義を採用しています。そのため、台湾ではこれまで蓄積が多くなかったと思われる証拠調べ等の規律について、日本の実務・学説が相当程度参照されています。授業でも、東大ローの刑事実務基礎や刑事模擬裁判等で学習した内容がほぼそのまま扱われることも少なくなく、中国語力で大きなハンデを負っていた私にとっては、かなり助かりました。

授業を担当される先生方(多くは現役の裁判官)には、制度自体が日本を大いに参照していることもあり、日本語の堪能な方が多くいらっしゃいました。そのため、授業後には、分からなかつた点やさらなる関心について、日本語を使って質問させていただく機会を得ました。

(2) 児童或心智障礙被害人特殊訊問專業課程初階班

この授業は、児童や知的障がいを有する人に対して特別に用いられる質問手法である司法面接(英語では forensic interview などと呼ばれる)の実施方法や注意点等について、実演を交えながら学ぶものです。

(1)で前述した国民法官制度に関する授業とは異なり、この授業の講師としていらっしゃったのは、心理学を専攻する大学教員の方等でした。そのため、講義の雰囲気も先のものとはだいぶ異なり、インタラクティブな時間、受講者同士で教わった面接技法を実践してみる時間等がありました。

私がこの授業を受講したのは、近時日本においても同様の手法を用いた取調べが注目を集めしており、関連する刑事訴訟法の改正(321条の3の新設)も行われたことから、この点に关心を有していたためです³³。授業で扱われた手法は、基本的に日本で紹介されているものと同様のものでしたが、私はまだ日本では具体的な技法について実演を交えて学習したことはありませんでした。司法研修所等でそのような学習の機会が提供されているとは聞き及んでいましたが、台湾において先んじてこのような機会をいただけたのは、とても貴重でした。

³² 同法の邦訳として、胡逸維「中華民国（台湾）『国民法官法』」阪大法学 73巻2号 56頁（2023）。

³³ 学部時代に執筆した拙稿「司法面接の録音・録画記録媒体に対し特に証拠能力を認める規定の創設経緯と残された課題」緑会雑誌復刊 17号 19頁（2024）も参照。

授業後には、講師の方に中国語と英語を交えて質問し、日台で用いられているプロトコル³⁴の共通点等について、一層知識を深めることができました。

2 裁判所見学

法官学院滞在中には、学院の方がセッティングしてくださった裁判所見学にも参加できました。私が見学したのは、台北にある懲戒法院、憲法法庭・高等法院刑事庭と、桃園にある桃園地方法院です。前二者は、同時期に滞在していたもう一人の東大ローからの派遣学生と同行し、最後者は、私一人で訪問しました。

(1) 懲戒法院

懲戒法院は、裁判官を含む公務員の懲戒を担当する裁判所で、2020 年に公務員懲戒委員会が改組される形で設置されました。

ここでは、先方の担当のお二方と私たち学生の 4 人で質疑応答をするセッションがメインで、もう一人の派遣学生からの積極的な質問に答える形で、懲戒法院における仕事や、日本の法曹育成・登用制度等について議論がなされました。

最後には、実際に使われている法廷を見学し、その場で、国民法官制度に対する担当の裁判官の方の率直な意見を伺うこともできました。1(1)で前述した授業の内容と併せ考えることで、台湾における国民法官制度について、より多角的に考える契機を頂いたと感じました。

(2) 憲法法庭・高等法院刑事庭

台湾では、憲法訴訟法のもと、2022 年から新たに憲法法庭が設置され、そこで憲法解釈や法令審査が行われることになりました。この憲法法庭と併せて、同じ建物の中にある高等法院の刑事庭を見学させていただきました。

高等法院では、担当の裁判官(1(1)で前述した授業の講師でもある、国民法官制度の立案の中心的人物)の案内のものと、刑事裁判の一部を傍聴しました。ここで驚いたのは、台湾の公判では、日本で言うところの速記録が、モニターを通じてリアルタイムで全員に公開されていることです。ここで見学した法廷はいずれも手入力のスタイルだったので、完全な書き起こしとまではいかないようでしたが、それでも、傍聴人を含めて全員が発言内容を文字で確認できるのは、非常に便利で

³⁴ 実践・研究に基づき開発された、司法面接者が身に付けておくべき知識と遵守すべき面接実施手順をパッケージとしてまとめた指示書のことをいう（特定認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ「日本版司法面接ガイドライン」4 頁（令和 5 年 11 月））。日本では、NICHD プロトコル、ChildFirst® プロトコルなどが知られる。質問したところでは、台湾でも、NICHD プロトコルが有名であるとのことだった。

あると感じました。実際、中国語力にハンデのある私にとっても、文字で示されることで、内容理解の助けとなりました。

憲法法庭では、公判を見学するのではなく、前述のとおり近時から運用が始まった憲法訴訟法について、講義形式での説明をしていただきました。日本には、周知のとおり特別裁判所の設置が禁じられており(憲法 76 条 2 項)、憲法裁判所も存在しないため、(おそらく)ドイツ等を参考として新たに始まった憲法裁判制度について、興味深く学習できました。

見学後は、案内してくださった方々と、近くのレストランで昼食とともに機会をいただき、その場では、国民法官制度についての質問を含む、これまで学習してきた内容についての様々な質問をする機会をいただき、大変貴重な時間となりました。また、余談ですが、事前に入手しておいた、国民法官制度についての書籍に、前述の立案担当裁判官からの著者サインをいただくこともできました。

(3)桃園地方法院

台湾には、各地方に地方裁判所が存在するところ、私は、台北からもほど近い桃園の地方裁判所に派遣していただき、2 日間(自主的な前泊を含めれば 3 日間)滞在しました。

桃園地方法院では、2 日間かけて国民法官制度の対象事件の開始から終結までを見せていただきました。通常は一般公開されていない国民法官の選定手続(無作為に選ばれた候補者に、法曹三者が質問等をすることを通じて、その事件を担当する国民法官を決定する手続)から始まり、法廷における尋問等を経て、判決の宣告とその後の裁判官・国民法官との交流セッションまでを、じっくり見学することができました。

これは、1(1)で前述した授業の内容を立体的に把握するうえで非常に良い機会となりました。また、手続全体の見学を通じて浮かんだ種々の疑問は、2 日間を通じてほぼつきっきりでお世話してくださった 3 人の裁判官それぞれの方々に質問をぶつけることで、その大部分を解消することができました。逆に、裁判官の方々から、日本の裁判員裁判制度について質問されることもあり、私自身非常に勉強になると同時に、いい加減なことを答えてはいけないというプレッシャーや自らの不勉強を痛感したところもありました。

また、桃園地方法院での滞在中には、日本に関心のある裁判官向けに定期開講されている日本語教室にゲスト参加させていただき、日本語の文章をその場で中国語訳するという、私にとってはなかなか高いハードルをなんとかこなすという体験もできました。

3 その他自主研修

授業や見学のない日は、各地へ旅行等へ出かけたほか、寮内で学習に励む時間も多くありました。

中でも、法官学院の図書室には度々お世話になりました。同図書室の蔵書は、海外の法学関係の文献も非常に充実しており、とりわけ日本関連の文献は圧倒的で、東大の法学部研究室図書室のような専門図書館を除けば、日本国内の多くの図書館をも凌ぐのではないかというラインナップでした。東大で履修中のリサーチペイパーの執筆を進めたり、台湾に来てから気になった日本の制度について調べ直したりするのに、大いに役立ちました。

また、滞在中には、法官学院が内部向けに使用しているという日本刑事訴訟法の解説資料の補訂として、平成後期以降の改正についてのごく簡易的な解説の執筆を依頼していただきました。もちろんいい加減なことは書けない手前、上記の図書室を含め、十分な準備を持って望み、その結果、私自身日本法についての学ぶを深める貴重な機会となりました（なお、私には解説の全編を中国語で執筆する能力は到底なく、もう一人の派遣学生が、先方に依頼される形で、私の原稿の翻訳を担ってくれました）。

III レポート

1 学んだこと

私が今回の法官学院への派遣を通して得たことは多岐にわたりますが、ごく簡単に言い表すとすれば、台湾の司法制度についてのごく基本的な知識と、それとの比較を通じて浮かび上がってきた日本の司法制度に対する関心、さらには外国法の継受に対する関心です。

私は、自身の関心に則って、授業でも、裁判所見学でも、主に刑事法に関する事項についての体験を中心に据えてきました。中でも、国民法官制度は、台湾においても非常に強い注目を浴びており、かつ、日本の司法制度を大いに参考にしているということで、私にとっては特に取り組みやすいテーマで、行く先々でそのことについての考えを巡らせてきました。

それにより、まず、台湾の国民法官制度や、その前提となる通常の刑事裁判制度について、ごく基本的な理解にとどまるものの、最低限知っておくべきことについての手がかりを得ることができました。無論、1ヶ月程度でそれらすべてを身につけることはできないため、授業内容を復習しつつ、また、講師の方々からおすすめいただいた各種の教科書を利用しつつ、一層学んでいきたいと考えています。

また、そのこととの比較を通じて、日本の裁判員裁判や、刑事司法制度に対する疑問や関心、ひいては外国法の継受とはどういうことなのかについて考えることができました。

日本の法制度の多くは、欧米の法制度を継受しつつ、その後日本において独自の発展を遂げたものであると学んできたことから、これまで私は、日本の法制度を、他者を参照する側でこそあれ、他者から参照される側であるとの認識をあまり有さずにいました。

しかし、今回台湾に来て、日本の裁判員裁判制度を明示的に参照する形で創設された国民法官制度について、多角的に学習することで、日本法が参照される側でもありうることを、身を持って知りました。同時に、外国法を継受する過程で自国の既存の法制度や種々の文化とどう折り合いをつけていくべきなのか、実態としてどうなっているのか、ということについて考えることになりました。私の中には未だ何らの明快な解答もありませんが、今回頂いた人間関係を活用しつつ、この点について一層学んでいく所存です。

2 今後参加を予定される方々へのメッセージ

アンケートの方に詳述しますが、まずは、語学力が非常に重要です。法官学院の授業は、当然ながら現地の裁判官等を対象に行われるため、全編中国語であり、見学等で訪れる地で私たちの受入れを担当してくださる方々とも、中国語でやり取りするのが、当然圧倒的にスムーズです（日本語や英語の堪能な方々も多くいらっしゃいますが、やはり細かいニュアンスはどうしても

脱落してしまいます）。また、最低限の体験ができたとして、プラスアルファでさらに多くのことを学んだり、人的関係を豊かにしたりするには、やはり語学力が不可欠です。この点は十分覚悟が必要だと思います。

その上で、しかし、その点だけで遠慮していただきたくもありません。日本語に堪能な講師の方に積極的に質問に行ったり、講義後に日本に関心のある裁判官の方を見つけてお昼ご飯を一緒に食べたり、スライドの漢字表記や事前知識をフル活用して授業に食らいついたりするなど、語学力がないなりにできることはいくらでもあります。そして、現地に行ったからこそ学べることはたくさんあります。無論、最低限の中国語力は必要ですが、現地の空気感、法感覚とでもいうべきものを味わうためにも、ぜひこの派遣制度を積極的に活用していただきたいです。

3 おわりに

今回私は、これまで述べてきたように、台湾の現地において、様々な方法を通じて、貴重な経験を積むことができました。

このような貴重な経験は、多くの方々の寛大なご支援なくしては到底得がたいものでした。ご支援くださいました、藤田友敬先生、後藤元先生、Simon VANDE WALLE 先生をはじめとする先生方、東京大学大学院法学政治学研究科附属 法・政治デザインセンタースタッフの皆様、そして資金面で多大なるお力添えをくださいました Freshfields, Van Bael&Bellis, McDermott, Will & Schulte の皆様、現地で1ヶ月にわたり私を受け入れてくださった法官学院及び各法院の方々に、この場を借りて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

法官学院(台湾) 山根 尚泰

I 概要

- ① 氏名:山根 尚泰
- ② 派遣先:法官学院(台湾)
- ③ 派遣期間:2025/8/2-2025/9/30

II 学習内容

(1) 学院の概要

法官学院は、司法院に所属する機関であり、台湾全土の現役の裁判官(台湾では「法官」という。)が、最新の法制度、司法制度、実務の状況などについて、定期的に継続教育を受けるために集まつてくる場所です。審級や裁判所(台湾では「法院」という。)の種類を問わず各裁判官は、年に40時間の必修授業を受ける必要があります。各法官は新しい知識を学び意見を交換するのみならず、たまたま同時に履修することになった法官と互いに久闊を叙されたり、後述のような理想的な環境のもとで心身の疲れを癒したりするために赴く方も少なくないようでした。

授業は、経験豊富な裁判官、検察官、弁護士のほか、教授、鑑定人をはじめとする裁判所と普段から頻繁に関わっている専門家など、さまざまな講師によって、中国語でなされています。

台北市の中心部から程よく離れた、台北市士林区の風光明媚なロケーションに位置するその建物は10年ほど前に建てられたものでして、中には授業が実施される大小様々な教室のほか、蔵書が豊富な図書館、授業がある日は毎食無料で提供されるビュッフェ式の食堂、こぢんまりとしたカフェ、体育館やプールがある運動施設、さらには自由に弾けるグランドピアノなどが揃い、上層階に共に設けられている一人一部屋の寮も含め、学習環境としては理想的であると感じました。



写真1：夕方に撮った法官学院の正門の様子



写真2：ロビーに置かれたピアノ

(2) プログラムの内容

① 学院での授業

法官学院では、担当してくださるスタッフの先生から、事前に学院で開講される授業の一覧表を共有していただき、その中から自分の興味がある授業を受講する形となります。対面での授業か、オンラインでの授業が提供されており、多種多様なトピックが取り上げられています。

対面での授業の最も優れていると感じた点は、講師の方、受講している裁判官の方々などと交流ができます。そのこともあって、私は滞在期間を通じて、なるべく対面での授業に参加させていただきました。ちなみに、それぞれの授業の開講時間は、短いもので午後のみのものから、長いもので4日間続けて行われるものまであります。なお、3日以上開催される授業では、通常仕事のストレスとうまく付き合う方法、姿勢を正す科学的な方法などに関する、専門家による講義のほか、屋外での課外学習が盛り込まれていることが多いです。

私が法官学院で受けた授業とその概要は、下記のとおりです。

1. 憲法法廷書記局同仁演習：裁判官や弁護士を中心とする憲法法廷の助手の方々向けの授業で、近年の人権条項、刑訴法、金融規制などにおける憲法問題を中心に扱われた。
2. 職務法廷の理論と実務に関する演習会：特別裁判所の一つである憲法院の裁判官が多く参加される、一般公務員や特別公務員の懲戒にかかる論点について扱われた。
3. インタラクティブ民事演習会：近年創設された最高法院の大法廷制度について、その制度の概要や運用の実態を、大法廷の判決の紹介も交えて検討するものであった。
4. 強制執行をテーマとした民事業務研究会：近時論争が激しい、不動産、子の引渡し、ビットコインなどの強制執行に関する論点について扱われた。
5. 新任裁判官を対象とした民事業務研究会：証明責任の分配、上訴制度、共有物分割事件における問題など、地裁における訴訟手続で特に注意が必要な点を中心に扱われた。
6. 知的財産及び商業法院の知的財産事件を扱う裁判官向けの課程：審理計画策定の重要性、生成AIと著作権、AI医療、営業秘密に係る刑事事件について扱われた。
7. 性犯罪事件に特化した課程：ポルノとプライバシーの保護、児童ポルノ禁止法における問題点、児童に対する性犯罪事件における鑑定のあり方などについて扱われた。
8. 児童と知的障害者の司法面接に係る課程：児童と知的障害者それぞれの司法面接のあり方が取り上げられ、具体的な模擬面接も行われた。
9. 仲裁実務研究会：弁護士や裁判官をゲスト講師として、講義と専門家同士の議論のセッションも交えた形で、仲裁における“proper notice”について扱われた。
10. 裁判所によるCEDAWの運用と強化(オンライン)：女子差別撤廃条約の概要、台湾での施行のされ方、裁判所の関連規定の運用上の注意点などについて扱われた。



写真3：ビットコインの強制執行に関する授業の様子



写真4：仲裁に関する研究会の様子

以上の授業は、どれも難易度が高いものであったと感じました。その一方で、事前にスライドをシェアしていただいたり授業の進行がとてもスムーズでわかりやすい場合が多くなりすることがある、大変得るもののが多かったです。

また、双方向的な授業も一部取り入れられていたほか、授業の合間や授業後に講師に質問したり、自らの実務での経験を踏まえた意見や疑問点の共有をされたりするなど、授業中に発言することも歓迎されていました。実際に積極的な方も多くおられ、各地から優秀な裁判官が集まつくる法官学院での日常を肌で感じることができました。

さらに、戒厳時代の政治犯を審判する遺構が残る人権博物館への訪問や、性犯罪被害者の保護と彼らから供述を得るための取調べを行うためのワンストップ型の医療施設への訪問など、授業で実地に赴いてより実務について深く学ぶ興味深い活動もありました。

② 裁判所訪問

法官学院の担当の先生方をはじめとして、2ヶ月間学習や生活の面で大変お世話になった方々のお力添えがあって、派遣期間内に各地の非常に多くの裁判所に訪問する機会に恵まれました。また、以上に加え、法官学院の授業の講師や受講者で仲良くなつた裁判官などの方々のご紹介もあって、多くの裁判所を訪問させていただくこともできました。

台湾の司法制度の下では、普通法院と特別法院があります。前者の普通法院には、地方法院、高等法院、最高法院という三審制におけるそれぞれの審級の裁判所が設けられています。その一方で、後者の特別法院として、憲法判断のみを専属的に行う憲法法廷、公務員の懲戒事件を管轄する懲戒法院、行政事件を管轄する行政法院、少年事件と家事事件を管轄する少年及び家事法院などが設置されています。私が2ヶ月を通じて、訪問した裁判所は、以下のとおりです。

- (a) 地方法院: 北部にある台北地方法院と新北地方法院、中部にある彰化地方法院、南部にある台南地方法院と高雄地方法院
- (b) 高等法院: 台北にある高等法院民事局と高等法院刑事局、台南にある高等法院台南分院
- (c) 最高法院
- (d) 憲法法廷
- (e) 懲戒法院
- (f) 行政法院: 台北高等行政法院の地方行政訴訟庭、同法院の高等行政訴訟庭
- (g) 少年及び家事法院: 高雄少年及び家事法院



写真5：台北地方法院にて担当してくださった2名の裁判官とドイツからの留学生ともに撮影

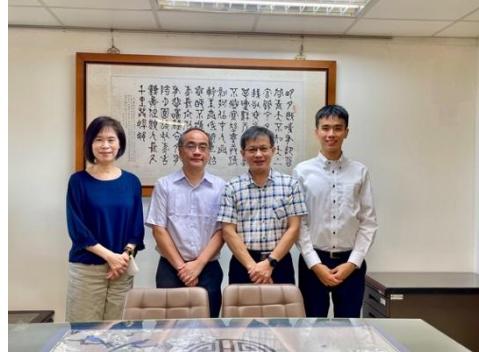


写真6：最高法院の民事事件を担当されている裁判官の方々とともに撮影



写真7：懲戒法院にて担当してくださった2名の裁判官と本法科大学院の加藤くんとともに撮影



写真8：高雄少年及び家事法院にて担当してくださった2名の裁判官とともに撮影

III レポート

1. 法官学院での学び全体について

法官学院では、「問道有先後、術業有專攻」という諺を格言としており、これが実際に実現されていると実感しました。

この諺を自分の理解なりに説明させていただくと、学びには人によって進度がある。したがって、年齢や身分の差、壇上で講義をしている方と聴講している方との違いから学ぶのではなく、各人の当該領域に対する学識を基準として学び合うという姿勢が肝要だ、ということです。

この2ヶ月間の法官学院での学びを通じて、法官学院が、台湾全土から集まって来られる裁判官の方々が教室で単に授業を受けるのみならず、教室の内外で、各自が携わる実務の状況や経験をアクティブにシェアしながら、お互い学び合い、このような取り組みの結果、コンスタントに、より高いレベルの司法実務を追求することに大きく貢献しているのだと感じました。

講義で扱われている内容は、どれも議論がされ始めてから間もない最先端のもので、その内容をめぐって、講師による講義、授業内での聴講者による発言や質問、授業の前後や合間での交流などが絶妙に組み合わさり、多角的に理解を深められるというのが毎度の授業での収穫でした。私自身も何度か発言を求められたり、質問をしに行ったりするなどの機会をいただき、後に述べるような台湾の法制度、司法制度、実務の状況に対する理解を深めることができました。

2. 法制度、司法制度、実務の状況に対する学び

(1) 条約の国内法化について

まず、台湾の法制度について印象に残った点を数ある中で1つだけ挙げますと、国際法の分野で日本と大きく異なる条約の国内法化の点です。すなわち、台湾は国連の正式メンバーではないという特殊な地位にありますが、国連が採択したさまざまな条約の規定について、自ら立法院で施行法を制定し、国内法化しています。

国内で人権の状況などについて法律の運用を監視する機構の存在も相まって、デモの許可制から届出制への変更や同性婚の合法化をはじめとして、実際に市民や民間団体による社会運動を通じた法律の制定や改廃につながっています。そのほか、裁判所による条約の趣旨の引用や施行法の規定の運用も活発に行われてきました。

(2) 裁判の公開と司法へのアクセス

次に、司法制度や実務の状況に関して得た知見の中で最も興味深かったものとして、裁判の公開、司法へのアクセスといった分野で日本とは異なる点が非常に多いという点を挙げさせていただきます。

台湾では、ごく一部の例外を除き、すべての判決が司法院のウェブサイトで一般的に全文が公開されています。結果、有料のデータベースというようなものは発展しておらず、無料の公式ウェブサイトで、各裁判官、学者、学生のほか、一般市民がいつでも検索することができるようになっています。さらに、将来的に台湾の判例の情報を学習したAIを開発したり導入したりしやすいといったメリットがあると思いました。

ちなみに、裁判の公開というテーマに直接関係する点として、普通法院では、それぞれの法廷の扉を開けっぱなしにしており、誰でも自由に入り出しきれること、今後、裁判所全般においてライブ配信に係る改正法が成立したことでも興味深かったです。

お会いした複数の裁判官によれば、このように早い時期から公開主義が深化してきたのは、市民による活発な社会運動によるところが大きいといいます。

そして、司法へのアクセスという分野については、統計を見ますと、日本と台湾とで裁判官の数は大差ないものの、人口比で考えますと、台湾が5倍程度もあることは、司法へのアクセスの度合いが高いと言える一指標となっていると思いました。また、本人訴訟の割合が民事事件と刑事事件を含めて日本より高いことも特徴的でした。本人訴訟の割合が高いことは、裁判官による釈明権の行使の多用により審理が迅速に行うこととの調整が難しいという側面もある一方で、市民の裁判の利用を促すことにつながることを知ることができました。賛否両論のあるテーマでもあり、様々な法官に伺うと、異なる意見や実務の状況をシェアしていただき、大変興味をそられるものでした。

3. 訪問を通じて得た裁判所に関する学び

数々の裁判所訪問を通じて、各地の特色ある事件の存在、建築物や職場の雰囲気などにも多くの違いがあることに気づくなどして、大変勉強になりました。

まず、各地の特色のある事件について、刑事事件に限って例を挙げますと、例えば、山間部を多く管轄する裁判所には、違法伐採など森林法違反の事件や、原住民族を当事者とする銃刀法違反に係る事件がある点が特徴的です。一方、北部の地方法院には、複雑になりがちな金融犯罪や汚職事件が来ることが多いそうです。そして、工業地帯が多い地域の裁判所で扱われる事例の多い事件として、営業秘密の漏洩事件や、企業による環境犯罪が挙げられます。まだ現在の自分では勉強不足で比較検討はできませんが、日本でもこのような事件の地域的な特徴の違いがあると思われ、興味深いトピックだと感じました。

次に、建築物については、建てられた時代などを背景に、外観やつくりが地域や各級の裁判所によって千差万別でした。とくに、近年建築された裁判所では、地裁と地検、高裁と高検の建物が距離的には近いものの物理的に別の場所に設けられているのに対し、伝統的な建物では一緒にになっているという点は、その変更の経緯も含めて、実に興味深かったです。また、各地の地裁の中で特徴的な法廷として設けられている国民法官法廷が印象深かったです。台湾では、日本の裁判員制度に類似する、国民法官制度が 2023 年に導入され、国民法官法廷は、その対象事件を主に審理する法廷です。それぞれの地方裁判所でやや異なるデザインが採用され、通常は最も

広い法廷として設けられており、かつ、自動録音の機械をはじめとする先進的な設備が整っていて、立派でした。

さらに、職場の雰囲気について、北部と中部や南部とでは、少し異なるような印象を受けました。例えば、北部では裁判官あたりの負担が大きいこともあり、大都市でよく見られる皆の歩くスピードが速い点や、傍聴しに来る市民が多く廊下は賑やかであることが少なくない点が特徴的でした。一方で、中部や南部の裁判所ではサークル活動がより発達しているなど、よりゆったりとした雰囲気を感じることができました。

4. 出会った裁判官の方々との交流

今回私は、台湾に対する前提知識がほぼない状態で、初めて台湾を訪れたのですが、2ヶ月間台湾に滞在し、学院で学びつつ、各地に足を運ぶという機会に恵まれ、大変有意義な時間を過ごすことができました。2ヶ月という期間は、今振り返ってみると、長さとしては自分にとって最適ものだと感じました。2ヶ月間、受講や裁判所訪問のほか、一人で、または、知り合った裁判官の方々と旅行をすることを通じ、法律に関する知識をはじめとする専門知識のみならず、台湾や各地域の文化や歴史に関する教養も、多く得ることができました。これらが叶ったのは、多種多様なバックグラウンドを持つ、非常に優秀な裁判官の先輩方と出会い、彼ら、彼らと交流ができたことによる点が大きいと感じています。

5. 結び

法官学院という素敵な場所で2ヶ月間、学び、交流することができた時間は、私にとってかけがえのないものとなりました。

最後にこの場を借りて、この派遣プログラムの企画や支援をしていただいた本学の先生方、たくさんの方々の手厚いサポートを現地でしていただいた法官学院の先生方やスタッフの方々に深く感謝を申し上げます。

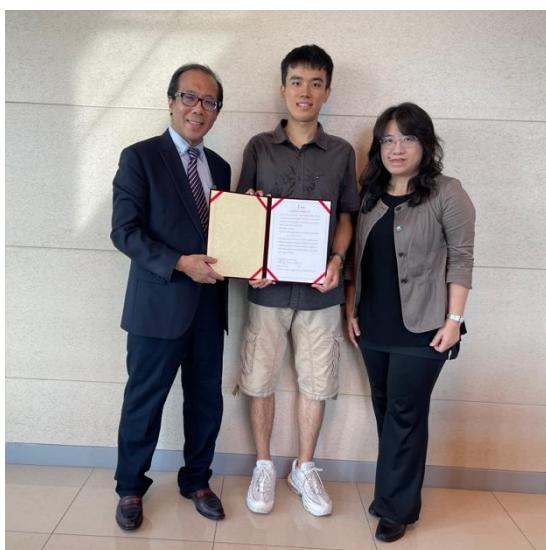


写真9：最終日に修了証書を受け取る際に
学院長と担当法官とともに撮影